

那覇市国民保護計画

【避難実施要領のパターン】

令和6年3月

那覇市

目 次

第1章 避難実施要領のパターンの概要	4
1 避難実施要領のパターン作成の目的等	4
2 避難実施要領の策定の流れ.....	5
3 避難実施要領のパターンの構成	5
第2章 避難措置に係る基本的事項	6
1 避難住民の誘導までの流れ	6
2 想定される事態及び特徴	9
3 避難形態について	10
第3章 本市における避難措置の基本的事項	15
1 避難パターン及び周辺離島における住民避難について	15
2 市外避難・県外避難について.....	16
第4章 避難実施要領のパターン	19
1 避難実施要領の記入様式	19
2 最小限の項目に限った様式	25
3 避難実施要領のパターン	26
パターン1(着上陸侵攻)	28
パターン 2(ゲリラ・特殊部隊による攻撃)	37
パターン 3(弾道ミサイル攻撃).....	44
パターン 4(弾道ミサイル攻撃).....	47
パターン 5 (航空攻撃).....	50
パターン 6 (危険性物質施設等への攻撃).....	61
パターン 7 (大規模集客施設等への攻撃).....	64
パターン 8 (交通機関等を用いた攻撃).....	70
パターン 9 (大量殺傷物質等による攻撃).....	73
4 避難関連施設	81

第5章 避難誘導における留意点	85
1 各種の事態に即した対応	85
2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化	85
3 住民に対する情報提供の在り方	86
4 高齢者、障がい者等、避難行動要支援者への配慮	86
5 避難誘導の安全管理.....	87
6 学校等における児童生徒への対応	87
7 民間企業による協力体制	88
8 住民に対する避難行動の周知の促進	88

第1章 避難実施要領のパターンの概要

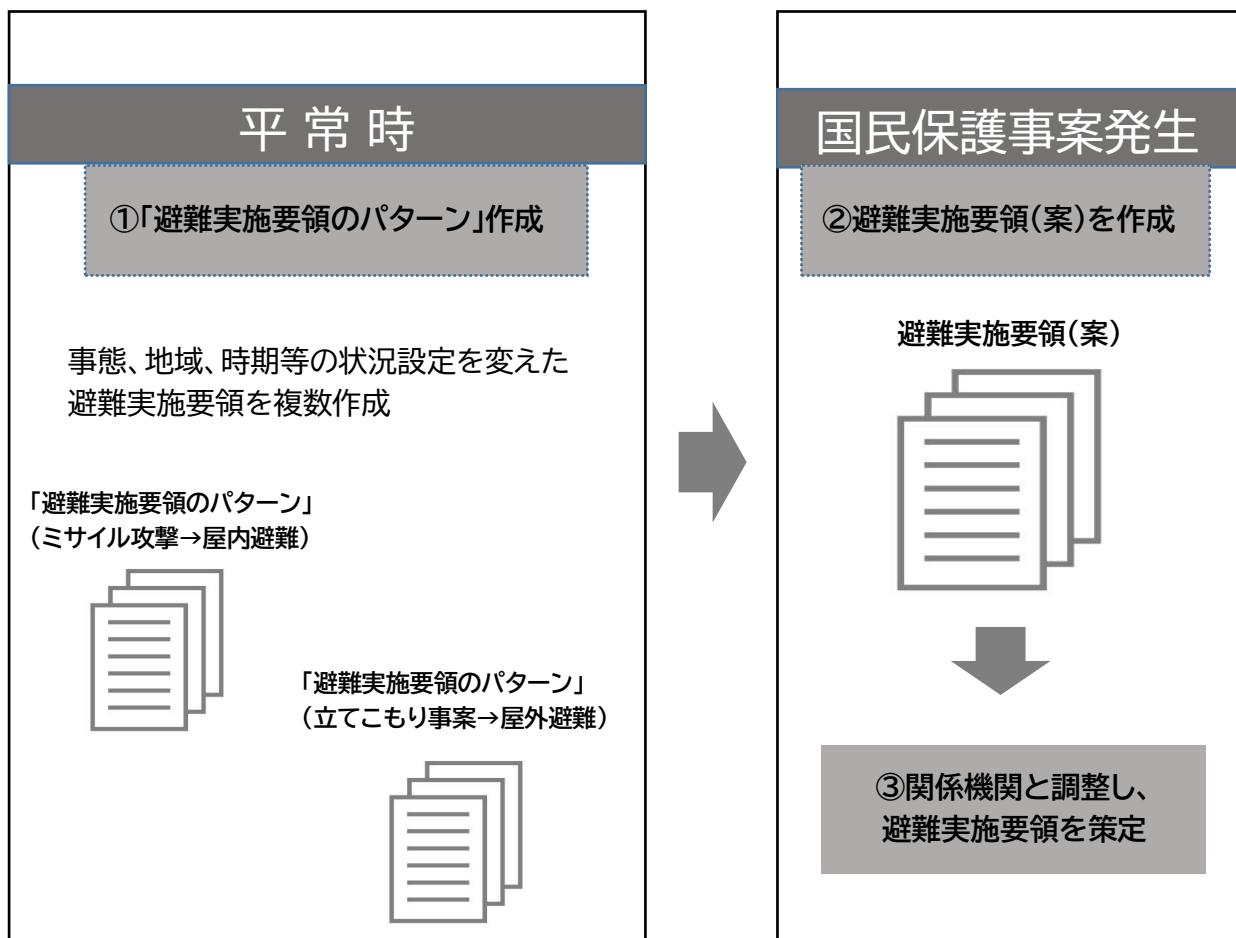
1 避難実施要領のパターン作成の目的等

国民保護法第61条において、「市町村長は避難の指示があったときは避難実施要領を定めること」とされている。避難実施要領は、避難誘導に際して避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動にあたる関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものである。

この「避難実施要領のパターン(以降「本パターン」とする。)」は、那覇市国民保護計画に基づきあらかじめ基本となる複数の避難実施要領のパターンを示すとともに、住民の避難誘導において本市がとるべき基本的な行動を定めるものである。

実際に国民保護事態が起きた場合には、その規模や避難方法、発生場所や時間等の条件も異なることが考えられることから、本パターンがそのまま適用できるものではないが、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成することが重要であり、そのため、今後の状況の変化や関係機関による新しい知見、訓練による検証結果等を踏まえ内容の見直しを行うものとする。

なお、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとする。



図「避難実施要領のパターン」の活用方法

2 避難実施要領の策定の流れ

避難実施要領を策定する事態となった場合の、避難誘導までの流れは以下のとおりである。

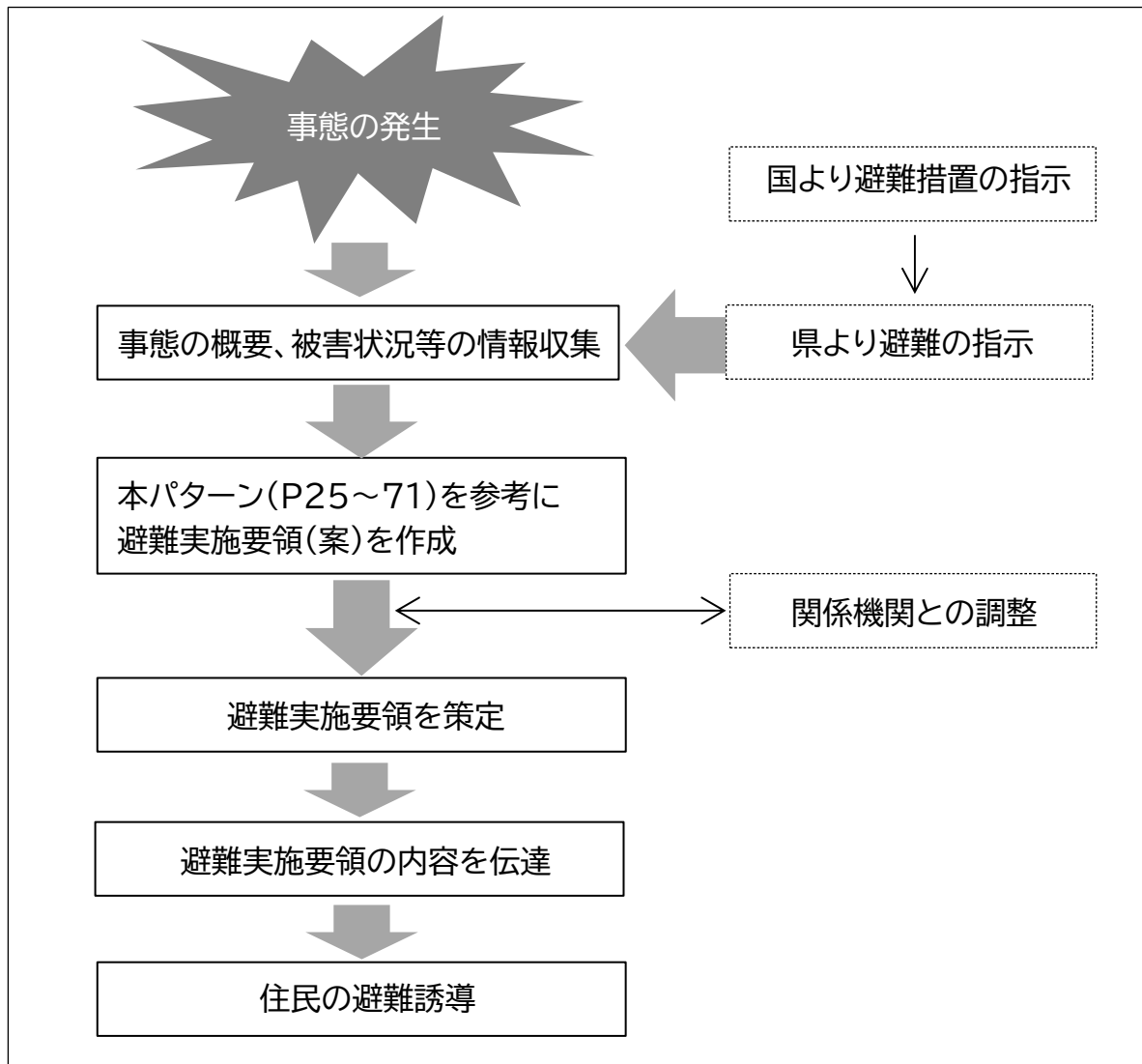


図 事態発生から避難誘導までの流れ

3 避難実施要領のパターンの構成

本パターンは、以下の各章により構成する。

- 第1章 避難実施要領のパターンの概要
- 第2章 避難措置に係る基本的事項
- 第3章 那覇市における避難措置の基本的事項
- 第4章 避難実施要領のパターン
- 第5章 避難誘導における留意事項

第2章 避難措置に係る基本的事項

市は、避難指示があったときは、避難実施要領を定め、避難住民の誘導を行うこととなる。そのため、必要な基本事項を以下のとおり示す。

1 避難住民の誘導までの流れ

はじめに、国及び県、市が行う住民の避難に関する措置の具体的な流れをまとめる。

① 避難住民の誘導までの流れ

住民の避難誘導を実施するまでの大きな流れを図示すると下図のとおりであり、市は、県知事が避難の指示を行ったときには、「避難実施要領のパターン」を参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を策定し、避難住民を誘導することが求められることとなる。

避難実施要領の策定にあたっては、県からの「避難の指示」により示される事項を所与として、住民の避難誘導にあたる市がオペレーションの実施に必要な事項を補足的に記入していく。なお、県からの「避難の指示」により示される事項は、元々は国(消防庁)及び県との事前の調整過程において市町村と確認した内容を反映しており、市は発せられる指示の内容について概ね承知できている前提である。

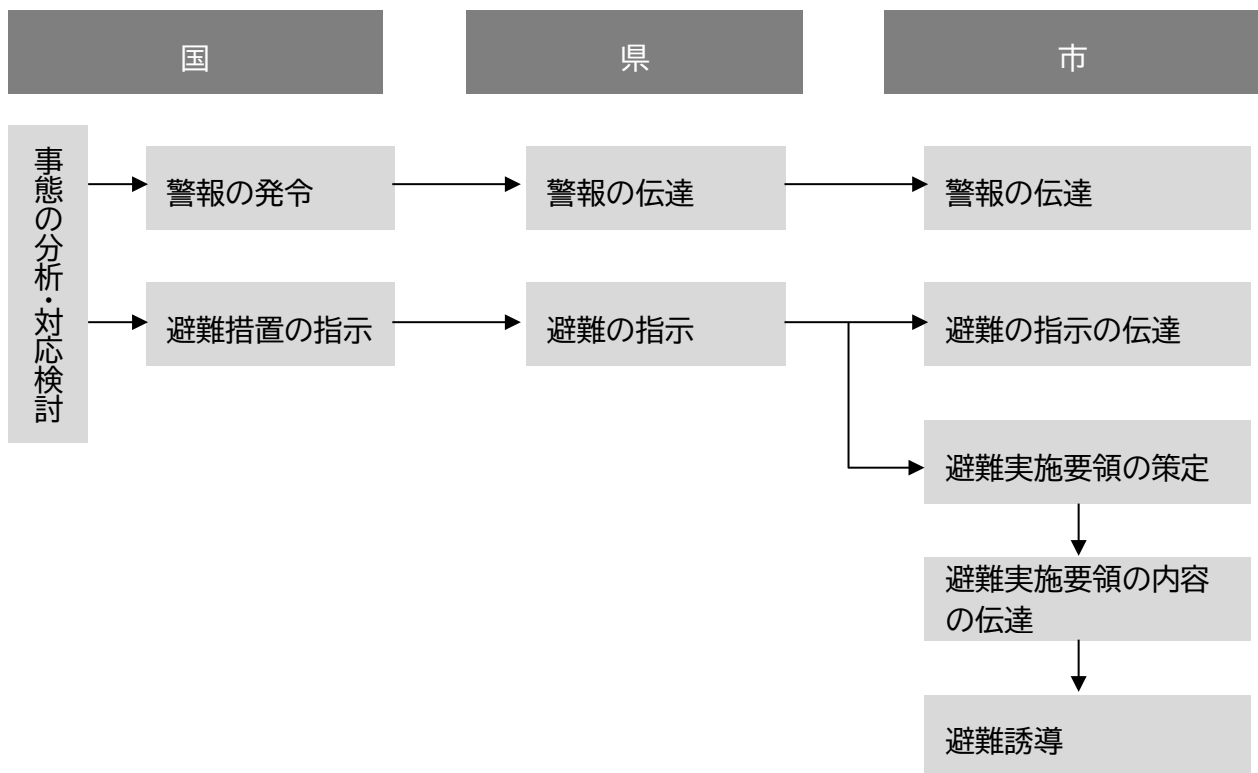


図 避難住民の誘導までの流れ

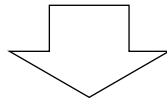
② 国・県・市が示す事項

住民の避難に関する措置を行う場合には、国、県、市がそれぞれ必要な事項を示すこととなっており、それをまとめると以下のとおりとなる。

国による避難措置の指示(国民保護法第52条)

避難措置の指示として次の事項が示される。

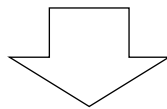
- 要避難地域
- 避難先地域(住民の避難路となる地域を含む)
- 住民避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要



県による避難の指示(国民保護法第54条)

県知事により、上記に加えて次の事項が示される。

- 主要な避難の経路(国道や県道等)
- 避難のための交通手段その他避難の方法(交通手段等)



市による避難実施要領の策定

次の事項を含む避難実施要領を策定し、直ちに住民等に伝達する。

<国民保護法第61条で規定されている項目>

- 避難の方法に関する事項
- 避難住民の誘導に関する事項
- 避難の実施に関し必要な事項

<那覇市国民保護計画において

規程されている項目>

- 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- 避難先
- 一時集合場所及び集合方法
- 集合時間
- 集合に当たっての留意事項
- 避難の手段及び避難の経路
- 市職員、消防職・団員の配置等
- 要配慮者への対応
- 要避難地域における残留者の確認
- 避難誘導中の食料等の支援
- 避難住民の携行品、服装
- 問題が発生した際の緊急連絡先等

実際に住民の避難に関する措置を行う場合の各関係機関の主な役割は、以下の事項が挙げられる。役割が重複する部分は、事態の状況や各機関の体制・能力等に応じて、市が主体となって業務を振り分ける。

	沖縄県	那覇市	消防	警察	海上保安庁
要避難地の決定	避難指示	警戒区域の設定	消防警戒区域の設定	立入禁止区域の設定	海上における警戒区域の設定
避難先の決定	避難先地域の提示	避難者数の確認 避難施設の確認 一時集結の確認 避難移動の調整	避難移動の補助等	避難時における安全確保	
避難手段 避難経路の決定	空路・海路・陸路の輸送力の確保	具体的な避難経路や輸送手段の提示・調整		交通規制 避難誘導 警備体制 の警察官の配置	
避難指示の伝達	要避難地域内住民に対する避難場所の伝達(防災行政無線・緊急速報メール・地域自治会の屋外放送・ラジオ・TV・各種メディアの活用)		要避難地域内住民への直接の広報、緊急車両を使用した広報等		船舶や港湾周辺に対する警報や避難指示の伝達
避難誘導	航空会社 船舶会社 陸上輸送会社への住民輸送の依頼・調整	要避難地域外における避難場所への誘導 残留者の確認等 負傷者対応	要避難地域内外における避難場所への誘導、残留者の確認等 負傷者対応等	要避難地域内外における避難場所への誘導、残留者の確認 避難行動要支援者へ優先的に警察官を派遣	海上における避難住民の誘導や対応等

図 関係機関との役割分担(主なもの)

2 想定される事態及び特徴

那覇市国民保護計画で想定される事態及びその特徴については、下表のとおりである。武力攻撃事態と緊急対処事態に大きく区分される。

■避難の際に考慮すべき事態の特徴

区分		特徴
武力攻撃事態	着上陸侵攻	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。 2 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 3 航空機による場合は、空港に近い地域が攻撃目標となりやすい。船舶が沿岸容易な地域と近接している場合は、特に目標とされやすい。
	ゲリラ・特殊部隊による攻撃	<ol style="list-style-type: none"> 1 事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が発生することが想定される。 2 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。
	弾道ミサイル攻撃	<ol style="list-style-type: none"> 1 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で着弾地域を特定することが極めて困難であり、さらに、極めて短時間での着弾が予想される。 2 弾頭の種類(通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか)を着弾前に特定することが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる。
	航空攻撃	<ol style="list-style-type: none"> 1 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することは困難である。 2 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることが想定される。 3 攻撃の意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
緊急対処事態	危険性を内在する物質を有する施設等への攻撃	<ol style="list-style-type: none"> 1 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船、原子力艦への攻撃が行われた場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生する。 2 建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障をきたすおそれがある。
	大規模集客施設・大量輸送機関等への攻撃	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模集客施設、空港等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
	交通機関を用いた攻撃	<ol style="list-style-type: none"> 1 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害が発生するおそれがある。 2 爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。

区分		特徴
緊急 対 処 事 態	大量殺傷物質等による攻撃	<p>【放射性物質等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 核兵器による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線によって生ずる。 放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。 ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、爆発による被害と放射能による被害をもたらす。
		<p>【生物剤による攻撃】</p> <ol style="list-style-type: none"> 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能である。 発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ヒトを媒体とする天然痘等の生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。
		<p>【化学剤による攻撃】</p> <ol style="list-style-type: none"> 化学剤は、一般に地形や気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

3 避難形態について

国民保護事案が発生した場合又は発生の予兆が見られる場合、市は国や県からの指示のもと、住民を避難誘導する。避難の形態を大きく分類すると、(1)屋内避難(自宅にとどまる場合を含む。)、(2)圏域内(市内・市外)避難、(3)県外避難の3形態となる。また、一時的に屋内避難を行い、その後、圏域内(島内・島外)避難や県外避難をする場合も想定される。さらには事案の中で、一部地域に屋内避難を、別の地域には市外避難や県外避難を求めるような場合もありうる。

住民の避難誘導を行う場合には、これらの避難形態に加えて、事態、地域、避難させる住民、時期等の特性を考慮して避難の具体的な方法を検討する必要がある。避難形態の基本的な考え方は、以下のとおりである。

①屋内避難

屋外を移動するよりも、屋内にとどまることが安全と判断される場合に、屋内に避難する方法であり、特に、時間的な余裕が無い場合や一時的な避難の場合等に用いる避難の形態である。



屋内避難に該当する想定される事象は以下のとおりである。

ア ゲリラ等による攻撃

- ・攻撃当初は、屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な場所に避難させる。
- ・状況により、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に適した処置が必要

イ 弾道ミサイル攻撃(通常弾頭)

- ・発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等により被害を最小限にとどめる。
- ・当初は、できるだけ近傍のコンクリート等堅ろうな施設内へ避難を指示
- ・着弾後に被害状況を把握した上で、事態の推移や弾頭の種類に応じ必要な措置を講じつつほかの安全な地域へ避難させる。

ウ 航空攻撃

- ・弾道ミサイル攻撃と同様の対処とする。

エ 大規模集客施設への攻撃

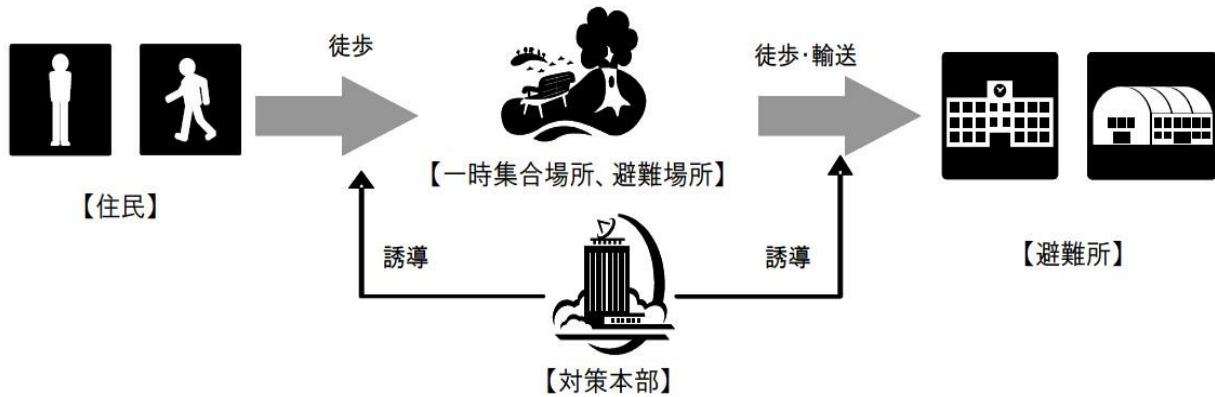
- ・施設外へ避難誘導する。以降、規模に応じて避難施設等を開設する。

オ 交通機関等を使用した攻撃

- ・市中心部における突発的な攻撃の事態または大規模集客施設に対する攻撃と同様の対処とする。

②市内避難

危険が予測される場所から安全な場所に避難する方法であり、その場所にとどまっていた場合は危険な場合等に用いる避難の形態である。

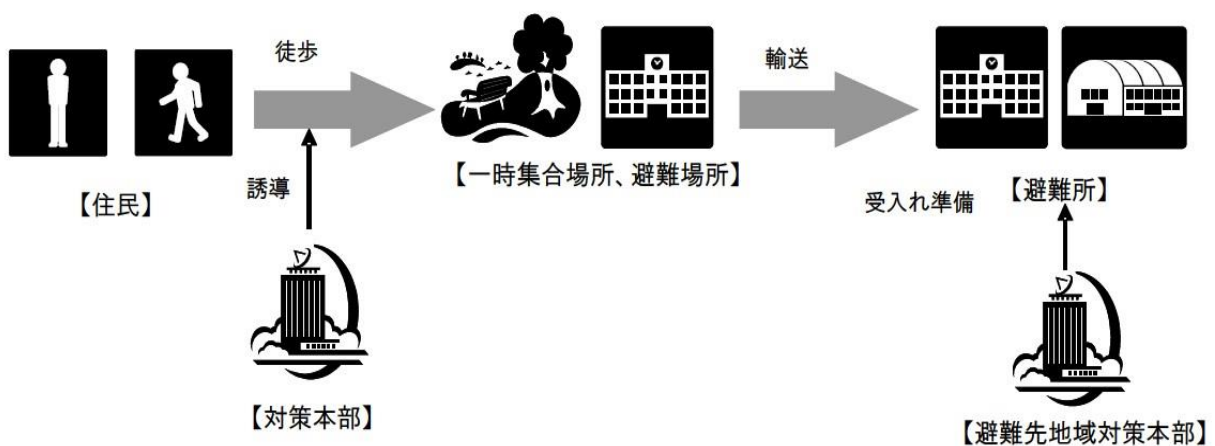


市内避難に該当すると想定される事象は以下のとおりである。

- ア ゲリラ等による生活関連施設への攻撃が予測される事態
・警察、自衛隊等により安全を確保した上で避難させる。

③市外避難・県外避難

危険が予測される場所から安全な場所に避難する方法のうち、要避難地域が市域を越える場合に用いる避難の方法であり、危険が予測される地域が広範囲に及ぶ場合等に用いる避難の形態である。市は、県と連携して、避難先地域を管轄する都道府県又は市町村と調整を行い、避難住民を誘導する。



市外避難・県外避難に該当する想定される事象は以下のとおりである。

ア 弾道ミサイル攻撃

- ・攻撃当初は、爆心地から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設に避難する。
- ・一定時間後、弾頭に搭載された化学剤や生物剤、放射線等を想定し影響を受けない安全な地域に避難する。
- ・核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの、放射線降下物の影響をうけるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難を指示する。

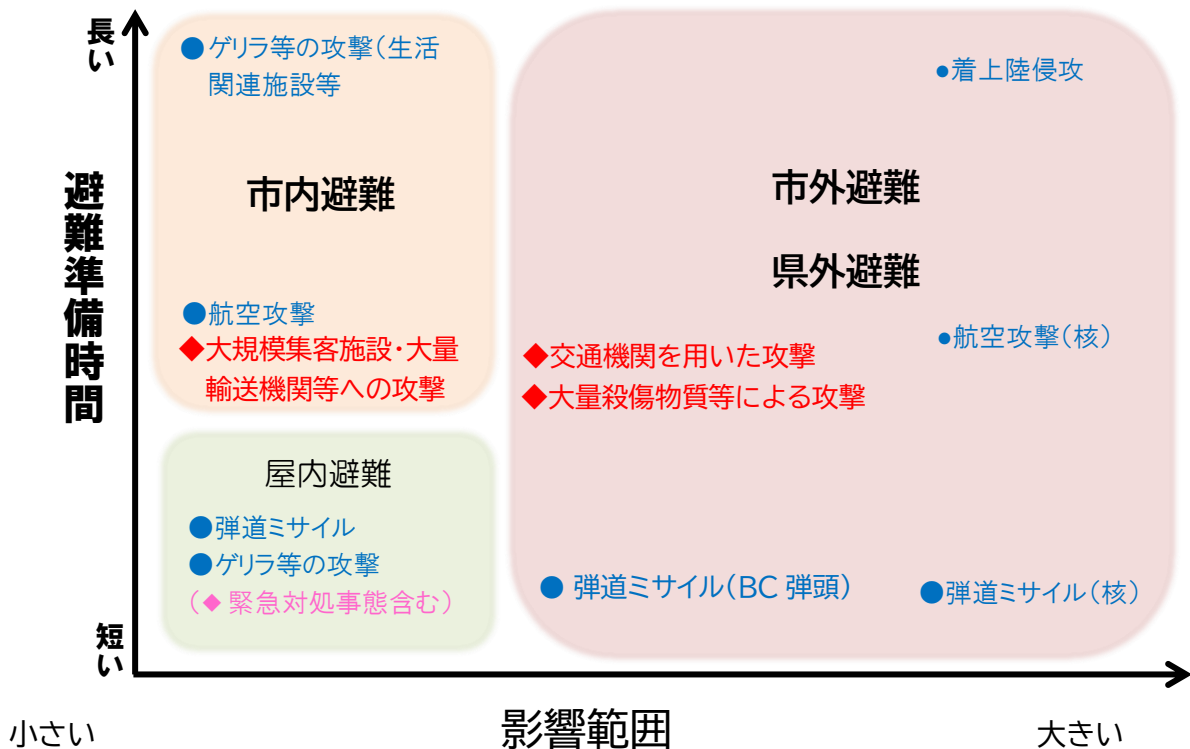
イ 航空攻撃(核弾頭)

- ・弾道ミサイルと同様の対処とする。

ウ 着上陸侵攻

- ・時間的に余裕があり、かつ影響が広範囲になることが考えられることから、戦闘が予想される地域から先行して広域的に避難させることから考えられる。
- ・事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、市及び県の区域を超える避難も必要な事態も想定されることから、国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

避難準備時間及び攻撃の影響範囲の程度による避難のパターンを整理すると、以下の図のような分類が可能である。



●:武力攻撃事態 ◆:緊急対処事態
B:生物剤 C:化学剤

【避難の基本的な考え方】

①突発的で影響範囲が小さい事態

⇒直ちに家の中や近傍の堅牢な建物等に避難する(屋内避難)

②突発的で影響範囲が大きい事態

⇒直ちに近くの堅牢な建物等に避難し、影響の低減を待ち広域的に避難(市外避難・県外避難)

③時間的余裕がありかつ影響範囲が小さい事態

⇒ゲリラ等に攻撃が局地的に予測された場合、市内の影響の少ない地域の避難場所へ避難させる(市内避難)

④時間的余裕がありかつ影響範囲が広範囲な事態

⇒計画的に圏域外へ広域的に避難(市外避難・県外避難)

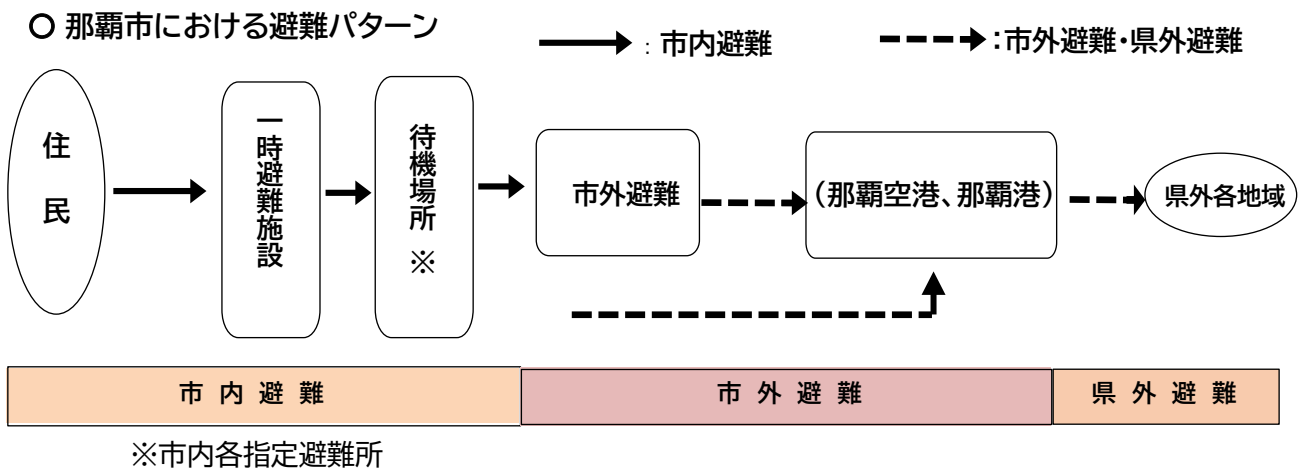
第3章 那覇市における避難措置の基本的事項

「第2章 避難措置に係る基本的事項」を基に、本市における避難措置の基本事項を示す。

1 避難パターン及び住民避難について

本市には、武力攻撃事態等において、懸念される避難や救援について円滑に実施できるよう、以下のとおり定めるものとする。

【避難パターン(屋内避難除く)】



2 市外避難・県外避難について

市外避難・県外避難が必要となった場合、空港または港から住民避難を行うこととなる。全島避難の場合は、一気にすべての住民等を避難させることが困難であるため、待機場所等を設けて、段階的に住民等の避難誘導を行う。

(1) 市外避難・県外避難の要請

市長は、市外避難・県外避難を判断した場合、県知事に避難者の移送を要請する。

(2) 避難方法

ア 市内避難・市外避難

(ア) 基本とする避難方法

地域の指定避難場所(小学校)に徒歩で集合し、避難空港または避難港まで市で準備したバス及びモノレール等で移送する。

(イ) 自家用車による避難

次の場合は、自家用車による一時集合場所までの避難を可とする。ただし、相乗りを原則とするとともに、避難誘導者から移動先等の指示を受けて避難する。

○居住地近くで事態が発生するなど、事態が切迫し、やむを得ない場合

○降雨や強風などの気象状況により、徒歩による避難が困難である場合

○居住地の実情等により、徒歩による避難では、指定避難場所まで相当の時間を要する場合

(ウ) 避難路

避難空港または避難港までの避難路は、国道、県道などの主要道路及びモノレールの路線を基本とする。

(エ) 事前に一時避難している場合の避難

事前に一時避難している場合は、一次避難施設から避難空港または避難港までバスで移送する。

(オ) 孤立し、避難路が寸断され孤立した場合は、堅牢な建物に一時避難し救助を待つ。

イ 県外避難

(ア) 航空移送

避難空港から受入空港までは、原則として県が確保・調整する航空機で移送する。

(イ) 海上移送

避難港から受入港までは、県が確保・調整する船舶で移送する。

(ウ) 陸上移送

受入空港及び受入れ港から避難先までは、市及び県が確保・調整したバス等の輸送手段で移送する。

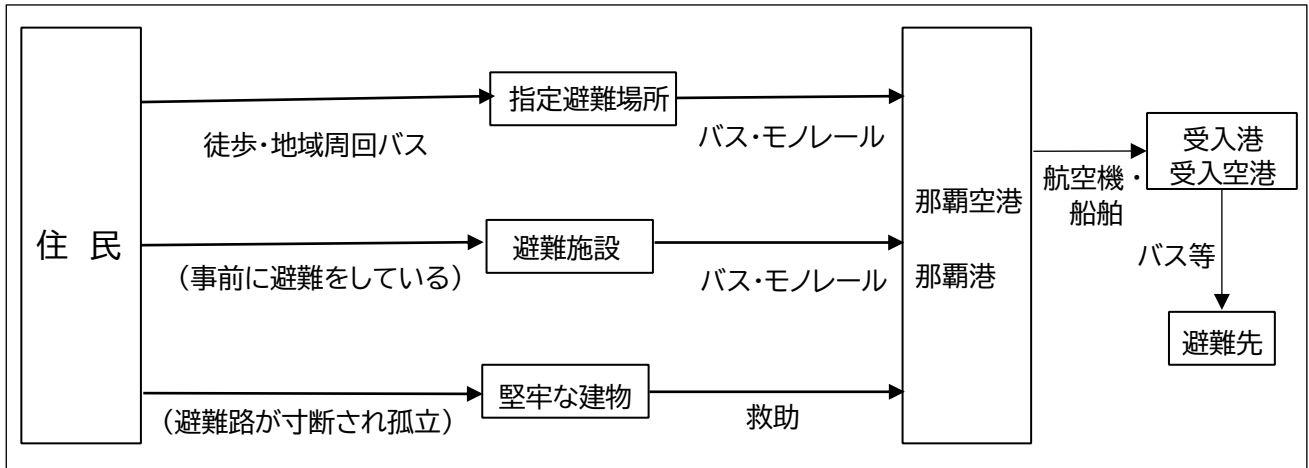


図 市外避難・県外避難の方法

(3) 移送手段の確保

(ア) 市内避難

市は、移送の手段として、協力締結団体等と調整し、バス等輸送手段を確保する。

(イ) 市外避難・県外避難

市及び県が協力締結団体等から確保した航空機、船舶およびバス・モノレール等を移送手段として使用する。また、可能な場合、県が協力要請を行った海上保安部、自衛隊の協力も得て、移送を行う。

(4) 空港

(ア) 避難空港

避難空港は、那覇空港を基本とする。

(イ) 受入空港

受入空港は、九州各県の空港を基本とするが、全国各地の空港も状況により避難先になりうる。また、空港の利用については、県が避難先都道府県と調整する。

(5) 港

(ア) 避難港

避難港は、那覇港を基本とし、状況に応じて、その他市町村の港も利用する。

(イ) 受入港

受入港は、状況に応じて、県が各避難先都道府県と調整する。

(6) 避難先

受入空港及び受入港からの距離や避難者数などを踏まえ、県が周辺自治体などと調整して決定した避難先とする。

(7) 避難誘導

① 市内避難・市外避難

(ア) 避難誘導者

避難誘導は、市職員、警察官、消防職・団員、海上保安官(海上)が行う。

(イ) 避難先の指示

市は、事態の発生場所や避難先を勘察し、避難誘導者が避難方向を指示する。避難誘導者は、無線等を携行し、市からの指示に基づき、自治会長等の引率責任者及び避難車両の運転手へ避難方向等を指示する。

(ウ) 車両誘導

警察は、避難空港または避難港周辺で車両を誘導する。

(エ) 残留者の確認

市職員、警察官、消防職・団員は、残留者の確認を行う。避難指示に従わない者に対しては、避難誘導者が危険性を説明し、避難するよう説得に努める。

(オ) 航空機及び船舶への誘導

市は、航空機や船舶への誘導にあたり、搭乗(乗船)者名簿により搭乗(乗船)者の確認を行う。また、航空機や船舶への誘導については、空港職員、港湾関係者などの関係機関の協力を得て実施する。

② 県外避難

受入空港及び受入港から避難先までの避難誘導について、県が要請した自治体等の関係機関の協力を得て実施する。

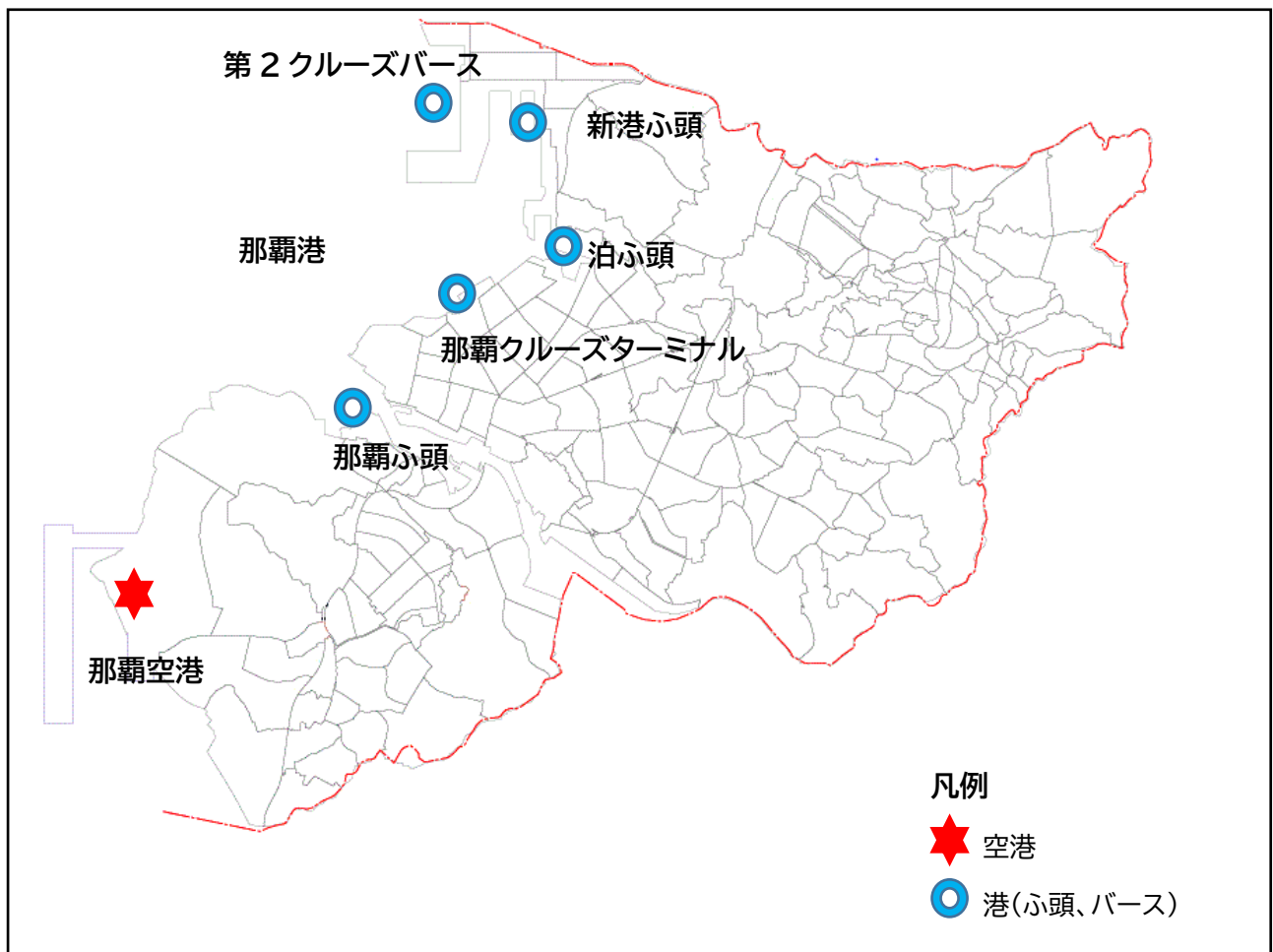


図 那覇市内の空港及び港の位置

第4章 避難実施要領のパターン

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行う。これは武力攻撃事態等において、市が住民の生命、身体及び財産を守るため、非常に重要なプロセスであることから、避難の指示についてを住民等へ通知・伝達及び避難住民の誘導について以下のとおり定める

1 避難実施要領の記入様式

避難実施要領に決められた様式はなく、事態に応じて必要事項を記載し、より柔軟に対応することができるように、あらかじめ必要と思われる項目を様式として用意しておき、事案によって不明又は不必要な部分は空欄として残し、不足については追加するという手法が迅速な作成に有効であると考えられる。

記入様式は、一定の基礎情報、考慮事項等について記載し、一覧性を持たせたものとして、様式例を次のとおり示す。なお、記入様式は、「屋内避難」、「市内避難、市外避難、県外避難」の2種類に分けており、発生した事態に応じて必要項目を記載する。

■様式1 屋内避難における避難実施要領の様式

避難実施要領	
那覇市長 年 月 日 時 分現在	
屋内避難	
1 県からの避難の指示の内容	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	
実行の主体	
事案の概要と被害状況	
今後の予測・影響と措置	
気象の状況	天候: 気温: °C 風向: 風速: m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	
避難先と避難誘導の方針	
避難開始日時	
避難完了予定日時	
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	
連絡調整先	
3 事態の特性で留意すべき事項	
4 住民の行動(基本事項)	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	
屋外にいる場合	
5 情報の伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	
6 緊急時の連絡先	
那覇市総務部 防災危機管理課 国民保護/緊急対処事態対策本部	電話: FAX:

■様式2 市内避難、市外避難及び県外避難における避難実施要領の様式

避難実施要領				
				那覇市長 年 月 日 時 分現在
<input type="checkbox"/> 市内避難		<input type="checkbox"/> 市外避難		<input type="checkbox"/> 県外避難
1 県からの避難の指示の内容				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	年 月 日 :			
発生場所				
実行の主体				
事案の概要と被害状況				
今後の予測・影響と措置				
気象の状況	天候: 気温: °C 風向: 風速: m/s			
2-2 避難住民の誘導の概要				
要避難地域				
避難先と避難誘導の方針				
避難開始日時				
避難完了予定日時				
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要				
連絡調整先				
3 事態の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)				
地域の特性				
時期による特性				
4 避難者数(単位:人)				
地区名				合計
避難者数				
うち避難行動要支援者数				
うち外国人等の数				
5 避難施設等				
5-1 一時集合場所				
避難地域				
集合場所名				
所在地				
連絡先				
連絡担当者				

その他の留意事項				
5-2 待機場所				
待機場所				
所在地				
連絡先				
連絡担当者				
その他の留意事項				
5-3 避難先施設				
避難施設				
所在地				
収容可能人数				
連絡先				
連絡担当者				
その他の留意事項				
6 避難手段				
輸送手段	バス・船舶・徒歩・航空機・その他（ ）			
輸送手段の詳細	種類(車種等)			
	台数			
	輸送可能人数			
	連絡先			
輸送力の配分				
その他輸送手段	避難行動要支援者			
	その他(入院患者等)			
7 避難路				
避難に使用する経路				
交通規制	実施者の確認			
	規制にあたる人数			
	規制場所			
警備体制	実施者の確認			
	規制にあたる人数			
	規制場所			
8 避難誘導方法				
8-1 避難(輸送)方法				
地区				
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位			
	輸送手段			
	避難先			
	集合時間			

	その他(誘導責任者等)				
避難施設への避難方法	誘導の実施単位				
	輸送手段				
	避難路				
	避難出発港・避難出発空港				
	避難先				
	避難開始時間				
	避難完了予定日時				
	その他(誘導責任者等)				
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位				
	避難行動要支援者への支援方法				
	輸送手段				
	避難路				
	避難先				
	避難開始時間				
	避難完了予定日時				
8-2 職員の配置方法					
配置場所					
人数					
現地調整所					
8-3 残留者の確認方法					
確認者					
時期					
場所					
方法					
措置					
終了予定日時					
8-4 避難誘導時の食料の支援提供方法					
食事時期					
食事場所					
提供する食事の種類					
実施担当部署					
8-5 追加情報の伝達					
自宅から避難する場合の留意事項					
	基本事項				

	事態の特性	
	時期の特性	
一時集合場所での対応		
9 避難時の留意事項		
自宅から避難する場合の留意事項		
	基本事項	
	事態の特性	
	時期の特性	
一時集合場所での対応		
10 誘導に際しての留意事項(職員)		
(心得・安全確保・服装等)		
11 情報伝達		
避難実施要領の住民への伝達方法		
避難実施要領の伝達先		
職員間の連絡手段		
12 緊急時の連絡先		
那覇市国民保護/緊急対処事態対策本部	電話:	
	FAX:	

2 最小限の項目に限った様式

現実に時間的に猶予のない事態が発生した場合等では、避難実施要領に最小限の事項のみを記載することが考えられる。この場合、様式1や様式2に最小限の事項を記載し、残余を空欄としておく方法のほか、以下の最小限の事項に限った様式3を使用することも念頭に入れておくものとする。

■様式3 最小限の事項に限った様式

避難実施要領			
那覇市長 年 月 日 時 分現在			
1 警報の内容 (事態の現状及び、住民等に周知すべき事項)			
2 避難指示 (要避難地域、避難先地域、関係機関が講ずべき措置の概要、避難の方法等)			
3 避難の方法に関する事項(国民保護法第61条第2項第1号)			
要避難地域			
要避難者数			
うち避難行動要支援者数			
避難先地域			
一時避難場所及び集合場所			
集合時間			
避難路			
避難手段			
避難開始時間			
4 避難の実施に関し必要な事項(国民保護法第61条第2号第3号)			
避難施設	名称		
	所在地		
	連絡先		
避難にあたっての留意事項	(携行品・服装・避難誘導中の食料等の支援)		
追加情報の伝達方法			
5 避難住民の誘導に関する事項(国民保護法61条第2号第2号)			
職員の配置場所・人数			
職員間の連絡方法			
要避難者の避難誘導方法			
残留者の確認方法			
6 緊急時の連絡先			
那覇市国民保護/緊急対処事態対策本部	電話:		
	FAX:		

3 避難実施要領のパターン

本項では、避難形態が異なる架空の国民保護事案を想定し、前項の様式を使用して、「避難実施要領のパターン」を例示する。

「避難実施要領のパターン」は、具体的な国民保護事案を想定し、そうした事案が市内で発生した場合に必要な検討事項等を整理して様式にまとめることで作成することができる。なお、避難実施要領のパターンは、想定される事態の種類別に 9 パターンを作成している。

作成している避難実施要領のパターン(9 パターン)

想定される事態		避難パターン		
		屋内避難	市内・市外避難	県外避難
武力攻撃事態	着上陸侵攻	—	—	パターン1
	ゲリラ・特殊部隊による攻撃	—	パターン2	—
	弾道ミサイル攻撃	パターン3	パターン4	—
	航空攻撃	—	パターン5	—
緊急対処事態	危険性を内在する物質を有する施設等への攻撃	パターン6	—	—
	大規模集客施設・大量輸送機関等への攻撃	—	パターン7	—
	交通機関を用いた攻撃	パターン8	—	—
	大量殺傷物質等による攻撃	—	—	パターン9

国民保護事案として想定されている避難実施要領のパターンの例

番号	事態に対する避難パターン	事態	事案の概要	
■パターン1	武力攻撃事態	着上陸侵攻⇒ 県外避難	武装工作部隊による本格的な侵略・侵攻がある場合に対する事態	沖縄本島中北部海岸等の複数地点から武装工作部隊が侵入し、沖縄本島全域が制圧されるおそれが想定されるため、市全域の住民及び観光客等を避難させる事案を想定するものとする。
■パターン2		ゲリラ・特殊部隊による攻撃⇒ 市外避難	爆発物が発見され、市外の避難施設に避難する事案	市内公共施設の爆破計画が判明したことにより、周辺住民を市外に避難させる事案を想定するものとする。
■パターン3		弾道ミサイル⇒ 屋内避難	弾道ミサイルが市域に着弾する可能性がある事態	外国勢力により弾道ミサイルが発射され(兆候を含む。)本市域において、数十分後程度で着弾もしくは上空を通過するおそれが判明したことにより、住民を避難させる事案を想定するものとする。
■パターン4		弾道ミサイル⇒ 屋内・市内避難	弾道ミサイルが市域に着弾し、被害が発生している事態	外国勢力により弾道ミサイルが発射され本市域において、着弾したことにより、住民を避難させる事案を想定するものとする。
■パターン5		航空攻撃⇒ 市内避難	武装勢力等による航空攻撃が発生した事案	本市の市街地を対象とし武装勢力による航空攻撃が行われ、被害があった地域の住民を避難させる事案を想定するものとする。
■パターン6	緊急対処事態	危険性を内在する物質を有する施設等への攻撃⇒ 屋内避難	可燃性の危険物を取り扱う事業所が攻撃された事態	テロ組織により可燃性の危険物を取り扱う事業所へ攻撃が行われたため、住民を避難させる事案を想定するものとする。
■パターン7		大規模集客施設への攻撃⇒ 市内避難	大規模集客施設が攻撃を受けて、バス及び徒歩で避難する事案	市内の商業施設に武装したテログループが立てこもったことにより、近隣の集落を避難させる事案を想定するものとする。
■パターン8		交通機関を用いた攻撃⇒ 屋内避難	航空機による攻撃が発生する事態	テロ組織による航空機テロが発生し、本市全域で墜落の可能性があることが判明したことにより、住民を避難させる事案を想定するものとする。
■パターン9		大量殺傷物質等による攻撃⇒ 県外避難	テロ組織による大量殺傷物質等による攻撃から避難する事案	テロ組織により化学剤(サリン)を大量に飛散させる爆破計画が実行されたことにより、住民を県外に避難させる事案を想定するものとする。

■パターン1(着上陸侵攻⇒県外避難)

《ゲリラや特殊部隊の潜入、破壊工作等に対する事態》

武装工作部隊が沖縄本島の西海岸(恩納村～本部町)の複数地点から侵入し、侵攻を行っており、沖縄本島全域が制圧されるおそれもあるため、市全域の住民及び観光客等を市外の避難施設に避難させる事案を想定するものとする。

表 事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
6月1日 9:00～	・武装した工作部隊が沖縄本島中北部西海岸の複数地点から侵入し、侵攻していることを確認	国及び県を通じ、周辺海域で武装した不審船や軍用艦からの攻撃、沖縄近海や周辺国で紛争が発生していることを確認 ※市危機管理対策本部設置
9:10	・国が武力攻撃事態に認定	※市危機管理対策本部を廃止、市国民保護対策本部の設置。 ※住民避難に関する避難実施要領案を作成
9:10	・国対策本部が避難措置の指示 ・県対策本部が避難の指示	・市国民保護対策本部会議を開催(避難実施要領案に基づいた住民避難の調整、市全域の状況把握など) ・関係機関等との避難に関する調整
9:20～	・市国民保護対策本部の指示による住民避難開始	・避難実施要領の策定完了 ・ただちに避難実施要領の内容を実施
○月○日		残留者への呼びかけや対応の実施
○月○日	住民避難完了	

記載例

避難実施要領				
那覇市長 2023年 6月 4日 9時 40分現在				
<input type="checkbox"/> 市内避難 <input type="checkbox"/> 市外避難 <input checked="" type="checkbox"/> 県外避難				
1 県からの避難の指示の内容				
避難地域:市内全域				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	2023年6月4日(日) 10:00			
発生場所	沖縄本島中北部地域			
実行の主体	不明			
事案の概要と被害状況	武装工作部隊が沖縄本島の西海岸の複数地点から侵入し、侵攻を行っている。			
今後の予測・影響と措置	周辺海域で武装不審船の攻撃や紛争が発生しており、被害は市全域及び周辺市町村への影響も大きいものと考えられる。また、避難期間も長期間になる可能性もあること考慮する必要がある。			
気象の状況	天候:雨 気温:27℃ 風向:南 風速:9m/s			
2-2 避難住民の誘導の概要				
要避難地域	市全域			
避難先と避難誘導の方針	市全域の住民及び観光客等をバス及び飛行機等で県外の避難施設へ避難させる。			
避難開始日時	6月4日(日) 9:40			
避難完了予定日時				
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	警察:侵攻された地域周辺の警戒活動 消防:住民への広報活動、避難誘導活動			
連絡調整先	県現地対策本部:市職員2名を派遣 現地調整所:市職員2名を派遣 その他関係機関:道路管理者			
3 事態の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)	武装工作部隊は、大量殺傷物質等を使用した攻撃も行う可能性があることや、攻撃による火災等の二次災害も懸念される。			
地域の特性				
時期による特性	日常的に市内には観光客が多くいるが、この時期的には修学旅行の生徒が滞在している可能性が高く、住民以外の避難者の把握が重要である。			
4 避難者数(単位:人)				
地区名	本庁管区	小禄支所管区	真和志支所管区	首里支所管区
指定避難所数(小学校区)				
避難者数				
避難行動要支援者数				

うち外国人等の数					
5 避難施設等					
5-1 一時避難場所①					
避難地域	本庁管区	本庁管区	本庁管区	本庁管区	本庁管区
避難施設名	安謝小学校	曙小学校	若狭小学校	天妃小学校	泊小学校
所在地					
連絡先					
連絡担当者					
その他の留意事項					
5-1 一時避難施設②					
避難地域	本庁管区	本庁管区	本庁管区	本庁管区	本庁管区
避難施設名	那覇小学校	城岳小学校	開南小学校	銘苅小学校	天久小学校
所在地					
連絡先					
連絡担当者					
その他の留意事項					
5-1 一時避難施設③					
避難地域	本庁管区	本庁管区	首里支所管区	首里支所管区	首里支所管区
避難施設名	壺屋小学校	神原小学校	城北小学校	大名小学校	城西小学校
所在地					
連絡先					
連絡担当者					
その他の留意事項					
5-1 一時避難施設④					
避難地域	首里支所管区	首里支所管区	首里支所管区	真和志支所管区	真和志支所管区
避難施設名	城南小学校	城東小学校	石嶺小学校	真嘉比小学校	松島小学校
所在地					
連絡先					
連絡担当者					
その他の留意事項					
5-1 一時避難施設⑤					

避難地域	真和志支所 管区	真和志支所 管区	真和志支所 管区	真和志支所 管区	真和志支所 管区
避難施設名	大道小学校	松川小学校	識名小学校	真地小学校	与儀小学校
所在地					
連絡先					
連絡担当者					
その他の留意事項					
5-1 一時避難施設⑥					
避難地域	真和志支所 管区	真和志支所 管区	真和志支所 管区	真和志支所 管区	小禄支所 管区
避難施設名	古蔵小学校	仲井真小学校	真和志小学校	上間小学校	宇栄原小学校
所在地					
連絡先					
連絡担当者					
その他の留意事項					
5-1 一時避難施設⑦					
避難地域	小禄支所 管区	小禄支所 管区	小禄支所 管区	小禄支所 管区	小禄支所 管区
避難施設名	高良小学校	小禄小学校	小禄南小学校	垣花小学校	金城小学校
所在地					
連絡先					
連絡担当者					
その他の留意事項					
5-1 一時避難施設⑧					
避難地域	小禄支所 管区				
避難施設名	さつき小学校				
所在地					
連絡先					
連絡担当者					
その他の留意事項					
5-2 避難先施設					
避難施設					
所在地					

収容可能人数					
連絡先					
連絡担当者					
その他の留意事項					

6 避難手段

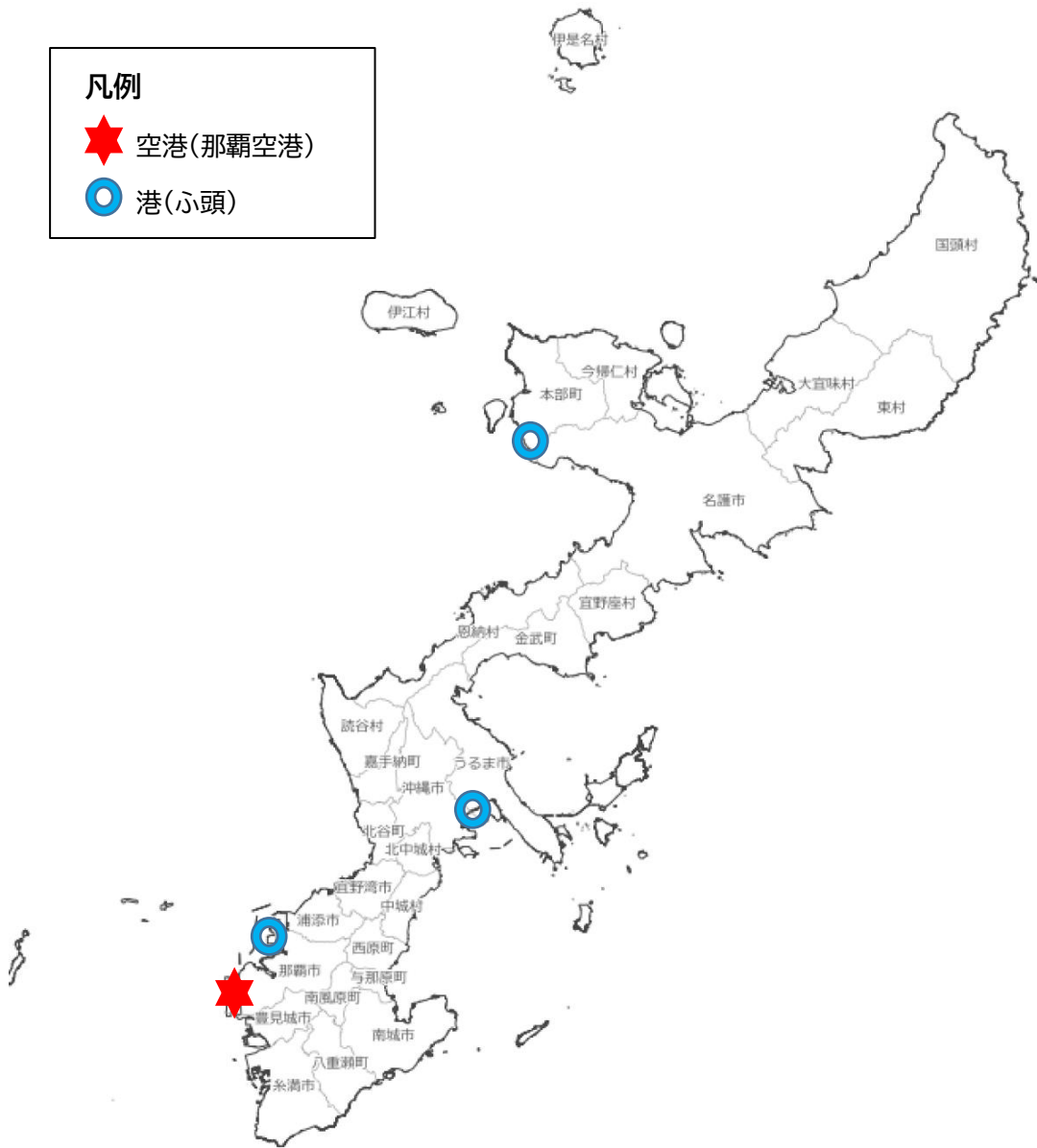
輸送手段	徒歩 ○ バス ○ モノレール ○ 船舶 ○ 航空機 ○ その他()	
輸送手段の詳細	種類(車種等)	大型バス・モノレール・大型旅客船・航空機
	台数	大型バス(〇〇台)※確保台数は調整 モノレール(10分間隔1台) フェリー(4隻)※定期便対応の場合 航空機(〇〇機)※定期便対応の場合
	輸送可能人数	大型バス(1台 50人×〇〇台) モノレール(1台 170人×257便) フェリー(1隻 約700人×4) ※船舶の場合は1日の輸送力は往復日数の換算のため、 $700 \times 4 \div 2 = \text{約}1400$ 人 航空機(1機 約150人×129機) ※上記の数は平時の輸送状況からの独自の試算 実際の輸送能力は避難時の状況により変化することに留意
	連絡先	各関係輸送機関 ※調整後記載
輸送力の配分の考え方	大型バスやモノレールは地域の一時避難施設(指定避難所)から空港や港湾への移動手段として確保する必要がある。また、災害弱者や要配慮者の避難輸送については、別途タクシーや要支援者専用車両、公用車等の活用を検討する必要がある。 航空機及び船舶についての配分や調整については、全県的な避難状況が予想されるため、国及び県と県内各市町村の避難輸送を想定した調整と、各種輸送機関との連携が必要となる。	
その他輸送手段	避難行動要支援者	自力歩行が困難な高齢者や入院患者など要支援者は別途輸送の手段を確保する必要がある。
	その他	要避難地域内の病院及び避難先の病院への移動に関する輸送手段(救急車等)の調整と搬送
7 避難路		
避難に使用する経路	主要な避難路は基本的に国道58号などの主要幹線道路及び沖縄自動車道などを中心に活用する。ただし、避難状況や事態の推移により、臨機に経路を設定すること。 詳細は避難経路概要地図を参照。	
交通規制	実施者	沖縄県警・那覇署・豊見城署
	規制にあたる人数	警察との協議により

	規制場所	主要幹線道路及び交差点など、住民避難に必要な場所及び道路で規制を行う。		
警備体制	実施者	沖縄県警・那覇署・豊見城署		
	規制にあたる人数	警察との協議の上、決定		
	実施場所	協議の上、必要な地域を警備		
8 避難誘導方法				
8-1 避難(輸送)方法				
地区				
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位			
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩
	避難先	〇〇小学校	〇〇公民館	〇〇中学校
	集合時間			
	その他(誘導責任者等)			
避難施設への避難方法	誘導の実施単位			
	輸送手段	バス モノレール その他	バス モノレール その他	バス モノレール その他
	避難路			
	避難出発港・避難出発空港	那覇空港	那覇空港	那覇空港
	避難先	〇〇小学校	〇〇小学校	〇〇体育館
	避難開始時間			
	避難完了予定日時			
その他(誘導責任者等)				
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	地域防災計画に基づいて設定		
	避難行動要支援者への支援方法	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施 □□病院の入院患者は、〇〇市の〇〇病院へ避難させる。		
	輸送手段	市の保有車両、予備救急車等		
	避難路			
	避難先			
	避難開始時間			
	避難完了予定日時			
8-2 職員の配置方法				
配置場所	一時避難場所(〇か所)、避難先の港・空港前(〇か所)、主要な交差点(〇か所)			
人数	一時避難場所:〇×3 名=〇名、避難先の港及び空港:〇×10 名=〇名、交差点:〇×2 名=〇名 計〇名			
現地調整所	連絡要員を 2 名配置			
8-3 残留者の確認方法				
確認者	市職員、消防職・団員、警察職員(約〇名:誘導にあたらぬ職員を割り当て)			
時期				
場所				

方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問
措置	残留者に対し避難するよう求める。
終了予定日時	
8-4 避難誘導時の食料の支援提供方法	
食事時期	(避難施設に提供)
食事場所	各避難施設
提供する食事の種類	備蓄食料等
実施担当部署	
8-5 追加情報の伝達	
避難誘導員による連絡、防災行政無線、各種情報伝達ツールや SNS、広報車等	
9 避難時の留意事項	
自宅から避難する場合の留意事項	
	基本事項
	避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。
	隣近所に声を掛け合い、相互に助け合って避難
	自治会などの地域単位で逃げ遅れが無いように留意する。
事態の特性	武装グループが潜伏している可能性があるため、複数人で避難し、周りに注意を払う必要がある
時期の特性	雨天に備え、着替えや雨合羽の準備も必要である。
一時集合場所での対応	
10 誘導に際しての留意事項(職員)	
(心得・安全確保・服装等)	
職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。	
制服や防災服もしくは特殊標章等の着用等、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。市ホームページや SNS 掲載、広報車、消防車両を活用。伝達先として、自治会長、自主防災組織の長に FAX 等により送付。
避難実施要領の伝達先	関係機関連絡先一覧による。
職員間の連絡手段	地域防災計画で定めたとおりとする。
12 緊急時の連絡先	
那覇市総務部 防災危機管理課	電話:098-861-1102
国民保護/緊急対処事態対策本部	FAX:098-862-0614

凡例

- ★ 空港(那覇空港)
- 港(ふ頭)



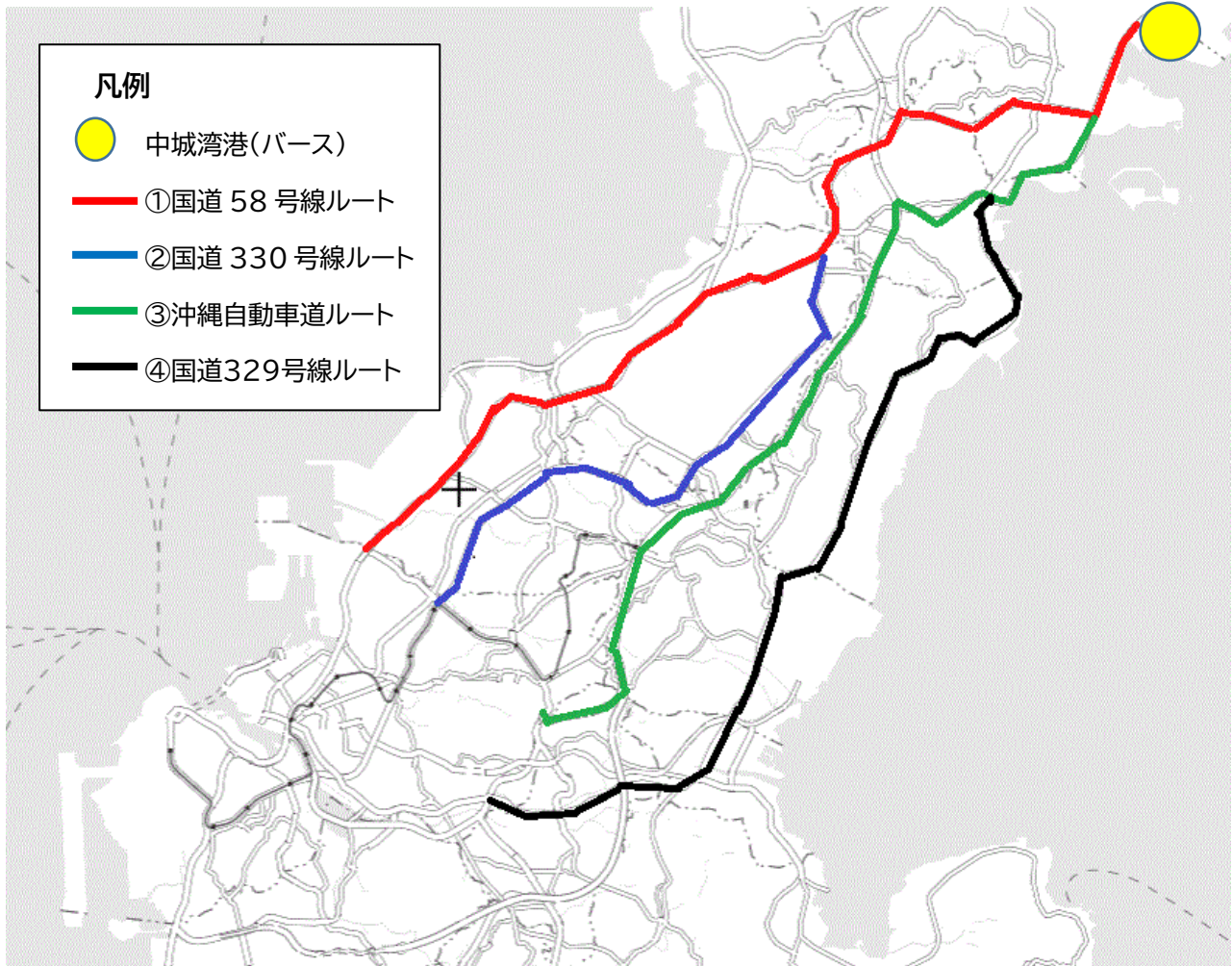
※那覇市内から住民の県外避難を実施する場合、基本的に港湾施設からの避難の場合、大型旅客船の接岸可能な港湾を想定するため、市内は那覇港、市外施設は中城湾港及び渡久地港の2カ所が候補となる。その他の沖縄本島内の港湾施設や漁港などについては、施設の規模が小さく大量の避難者を受入れすることが困難であるため、状況に応じて活用を避難実施要領策定時に個別に反映させる。

※航空機を使用した避難の場合、空港は那覇空港に限定されるため、輸送時のコントロール及び航空関係各機関との連携が重要になる。連絡を密に取り、適切な住民の人数を送る輸送コントロールが重要。

【避難ルート】

那覇市内からの市外港湾施設への基本経路は、国道 58 号線、国道330号線、国道 329 号線、沖縄自動車道路を經由し、各港湾へ避難する。実際の避難ルートは状況により避難実施要領に反映させる必要がある。

避難ルートの例(中城湾港ルート)



※指定避難所(小学校体育館等)から各ルートへの移動ルートについては、避難実施要領策定時に個別に設定したルートを使用する。各ルートは避難実施時の状況に応じて設定し、必要であればルート変更する。

①国道58号線ルート

安謝交差点⇒浦添市牧港⇒宜野湾市伊佐交差点⇒宜野湾市普天間交差点⇒北中城村ライカム⇒沖縄市比屋根交差点⇒沖縄市泡瀬交差点⇒中城湾港

②国道 330 号線ルート

古島交差点⇒浦添市大平 IC⇒浦添市伊祖 IC⇒宜野湾市我如古交差点⇒宜野湾市普天間交差点⇒北中城村ライカム⇒沖縄市比屋根交差点⇒沖縄市泡瀬交差点⇒中城湾港

③沖縄自動車道ルート

沖縄自動車道那覇 IC⇒西原 IC⇒中城 PA⇒北中城 IC⇒喜舎場スマート IC⇒沖縄南 IC⇒北中城村ライカム⇒沖縄市比屋根交差点⇒沖縄市泡瀬交差点⇒中城湾港

④国道 329 号線ルート

一日橋交差点⇒県道 82 号線⇒兼城交差点⇒与那原交差点⇒国道 331 号線⇒渡口交差点⇒
 沖縄市泡瀬交差点⇒中城湾港

■パターン2(ゲリラ・特殊部隊による攻撃⇒市外避難)

《爆発物が発見され、市外の避難施設に避難する事案》

那覇港の港湾施設の爆破計画が判明したことにより、周辺住民を市外に避難させる事案を想定するものとする。

この事案が発生する日の午前中に、A市で爆発物を積載した車両が爆発する事案が発生し、当該事案が緊急処理事態に認定され、本市にはすでに緊急処理事態対策本部が設置されている状況との想定とする。

表 事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
6月1日 10:00~	・A市で爆発物を積載した車両が爆発 ・実行したテログループは犯行声明を発表、次の爆破を予告	・爆発物で多数の死傷者が発生 ・(12:00)A市で発生した事案について、国が緊急処理事態に認定
15:00	・テログループの拠点捜索により、20時に那覇港(安謝新港)の港湾施設を爆破する計画が判明	・国対策本部が避難措置の指示の検討開始 ・県対策本部が避難の指示の検討開始
15:05		・警察が那覇港(安謝新港)周辺の捜索を開始 ・消防が那覇港(安謝新港)港湾施設及び泊大橋から半径300m圏内を含む区域を消防警戒区域に設定 ・市においても状況を把握、住民の避難について検討・調整開始 ・県と市が避難施設及び避難路の協議開始 ・市職員を現場へ派遣
15:30	・警察が泊大橋橋架で爆発物を発見	
15:35	・泊大橋付近の道路を通行停止	・市が緊急処理事態対策本部会議を開催(状況から午前中の事案と同様の爆発物である可能性が高く、付近住民の避難について検討)
15:40	・国から県に対し避難措置の指示	
15:45	・県から市に対し避難の指示	・避難実施要領(案)を作成し、関係機関と調整
17:00		・避難実施要領の策定完了、直ちに防災行政無線及び広報車、消防及び消防団で住民避難実施要領の内容の伝達を実施、誘導班の派遣、住民の避難開始
17:30		・残留者への呼びかけを開始
	・要避難地域の住民等の避難完了	

記載例

避難実施要領

那覇市長 2023年6月1日 16時 10 分現在

市内避難 市外避難 県外避難

1 県からの避難の指示の内容

避難地域:安謝新港及び泊大橋の周辺地域(那覇市港町、曙、泊、若狭)

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	2023年 6月 1 日(木) 15:00
発生場所	那覇新港、泊大橋
実行の主体	不明
事案の概要と被害状況	那覇新港及び泊大橋爆破計画が発覚計画によると 20 時に爆破することになっている。
今後の予測・影響と措置	対応に時間を要することが予想されることから、1日程度避難施設にとどまることを考慮することが必要。
気象の状況	天候:晴 気温:28℃ 風向:南 風速: 5m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	那覇市港町、曙、泊、若狭(爆発等の危険が及ぶ可能性がある範囲)
避難先と避難誘導の方針	港町、曙、泊、若狭の住民を徒歩で危険地域以外の地域へ避難させる。
避難開始日時	6月 1 日(木) 17:00
避難完了予定日時	

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	警察:消防の警戒区域に基づき交通規制を実施 消防:現場の状況から泊大橋から半径約 300m 圏内を包含する区域及び安謝新港港湾施設を消防警戒区域と設定
連絡調整先	県現地対策本部:市職員2名を派遣 現地調整所:市職員2名を派遣 その他関係機関:道路管理者、港湾管理者

3 事態の特性で留意すべき事項

事態の特性 (除染の必要性等)	判明した爆破計画中には、大量殺傷物質等を用いる計画は含まれておらず、避難時に特別な対応は必要ない。
地域の特性	病院が所在するため、要配慮者(入院患者含む)の避難には、自治会や病院と連携して介助者を派遣して避難を行う。
時期による特性	避難実施時は夕方となり、学校等からの児童の避難は基本的に検討する必要はないが、部活動などの配慮は必要。

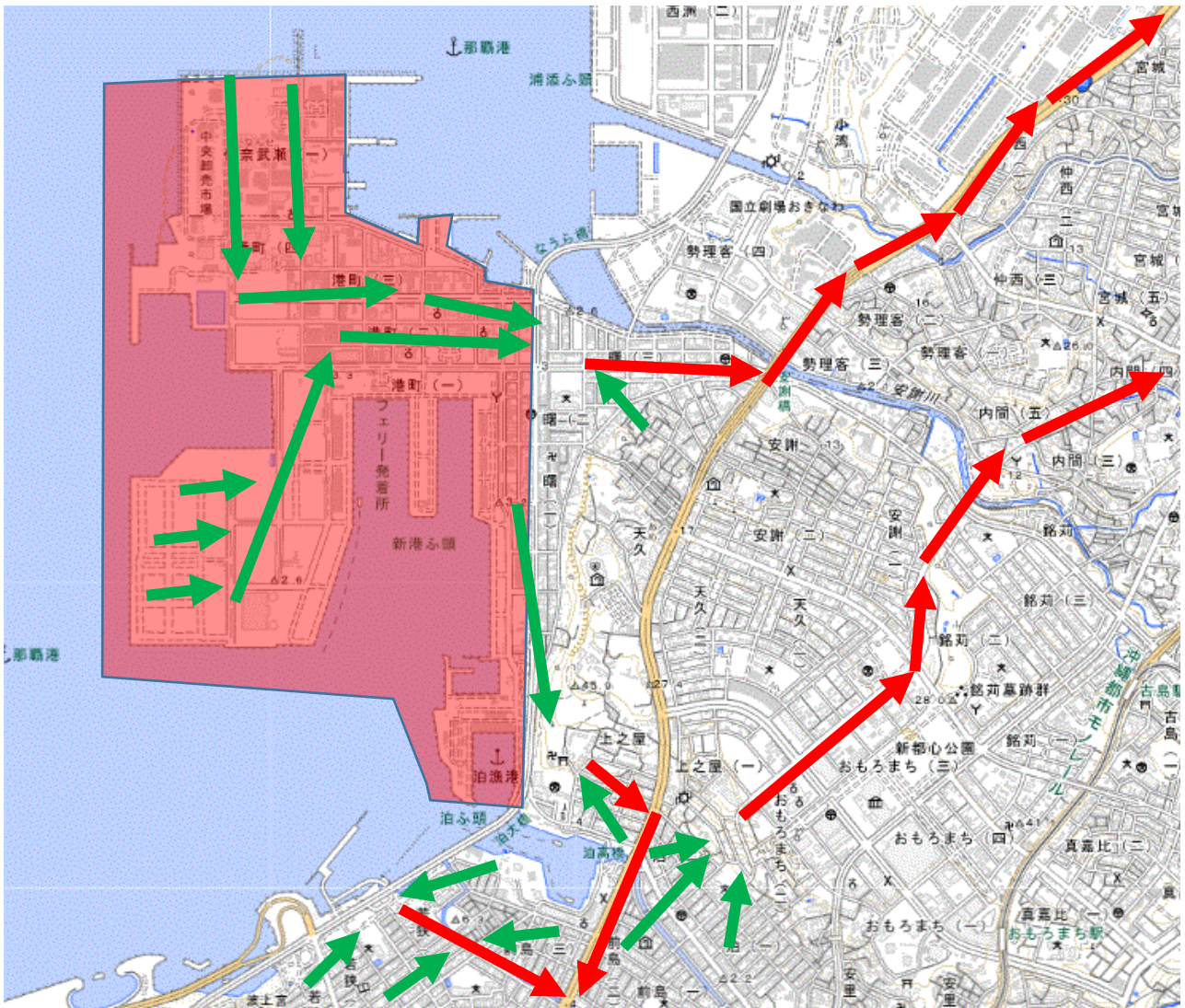
4 避難者数(単位:人)				
地区名	港町	曙	若狭	泊
避難者数	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人
避難行動要支援者数	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人
うち外国人等の数	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人
5 避難施設等				
5-1 一時避難場所				
避難地域	港町	曙	若狭	泊
避難施設名	曙小学校	曙小学校	若狭小学校 那覇中学校	泊小学校 泊高校
所在地				
連絡先				
連絡担当者				
その他の留意事項				
5-2 待機場所				
待機場所	港町	曙	若狭	泊
所在地				
連絡先				
連絡担当者				
その他の留意事項				
その他の留意事項				
5-3 避難先施設				
避難施設	〇〇市体育館	▲▼陸上競技場		
所在地				
収容可能人数				
連絡先				
連絡担当者				
その他の留意事項				
6 避難手段				
輸送手段	<input checked="" type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> 船舶 <input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 航空機 <input checked="" type="checkbox"/> その他(公用車等)			

輸送手段の詳細		種類(車種等)				
		台数	バス:〇〇台 船舶:〇隻			
		輸送可能人数				
		連絡先				
輸送力の配分の考え方						
その他輸送手段		避難行動要支援者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで市の公用車両による輸送を行う。			
		その他(入院患者等)	要避難地域内の病院及び避難先地域の病院と調整し、救急車による搬送を行う。			
7 避難路						
避難に使用する経路		主要な避難路は、車両を利用するルート及び船舶を利用するルートとする。詳細は別添地図のとおり。				
交通規制	実施者の確認	那覇警察署、浦添警察署				
	規制にあたる人数	〇〇人程度(協議により確認)				
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難路で交通規制を行う。				
警備体制	実施者の確認	那覇警察署				
	規制にあたる人数	〇〇人程度(協議により確認)				
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。				
8 避難誘導方法						
8-1 避難(輸送)方法						
地区		港町	曙	若狭	泊	
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位					
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩	
	避難先	曙小学校	曙小学校	若狭小学校 那覇中学校	泊小学校 泊高校	
	集合時間	17:30	17:30	17:30	17:30	
	その他(誘導責任者等)					
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	港町	曙	若狭	泊	
	輸送手段	バス	バス	バス	バス	
	避難路	避難ルート①	避難ルート①	避難ルート②	避難ルート③	
	避難出発港・避難出発空港					

	避難先	○市□□中学校 ▲市○○小学校		
	避難開始時間			
	避難完了予定日時			
	その他 (誘導責任者等)			
避難行動要支援者	誘導の実施単位	地域防災計画に基づいて設定		
等の避難方法	避難行動要支援者への支援方法	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施 □□病院の入院患者は、○○市の病院へ避難させる。		
	輸送手段	市の保有車両		
	避難路			
	避難先	○○市の○○病院		
	避難開始時間	6月1日(木)17:00		
	避難完了予定日時			
8-2 職員の配置方法				
配置場所	一時集合場所(3か所)、避難先の市町村の避難場所(10カ所)、避難経路の主要な交差点			
人数	一時避難場所:3×5名=15名、受入市町村避難施設:10×5名=50名 交差点:10名			
現地調整所	連絡要員を2名配置			
8-3 残留者の確認方法				
確認者	市職員・消防職団員・(約20名:誘導にあたらぬ職員を割り当て)			
時期	6月1日(木)17:30開始			
場所	那覇市港町、曙、泊、若狭			
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問			
措置	残留者に対し避難するよう求める。			
終了予定日時				
8-4 避難誘導時の食料の支援提供方法				
食事時期	(避難施設に提供)			
食事場所	各一時集合場所(小学校など)			
提供する食事の種類	備蓄食料等			

実施担当部署	防災危機管理課
8-5 追加情報の伝達	
避難誘導員による連絡、防災行政無線、消防車両、広報車等	
9 避難時の留意事項	
自宅から避難する場合の留意事項	
	基本事項
	避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証、マイナンバーカード等の身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。
	隣近所に声を掛け合い、相互に助け合って避難
	事態の特性
	特になし(発見された爆発物は、大量殺傷物質等を用いられている可能性は低く、避難時に特別な対応は必要ない。)
	時期の特性
	湿度が高い季節のため、熱中症対策が各場面が必要。飲料水の確保など。
一時集合場所での対応	
10 誘導に際しての留意事項(職員)	
(心得・安全確保・服装等)	
職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。	
防災服や防災ジャンパー、消防職団員の制服など、立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。市ホームページ等掲載、広報車、消防車両を活用。伝達先として、あらかじめ指定している自治会長、自主防災組織の長に FAX 等により送付。
避難実施要領の伝達先	関係機関連絡先一覧による。
職員間の連絡手段	地域防災計画で定めたとおりとする。
12 緊急時の連絡先	
那覇市総務部防災危機管理課	電話:098-861-1102
国民保護/緊急対処事態対策本部	FAX:098-862-0614

図 避難ルートのイメージ



凡例	
	危険区域
	一時避難施設
	避難経路(徒歩)
	避難経路(バス)

一時避難施設
①曙小学校
②泊高校
③泊小学校
④若狭小学校
⑤那覇中学校

■パターン3(弾道ミサイル⇒屋内避難)

《弾道ミサイルが市域に着弾する可能性がある事態》

某国より弾道ミサイルが発射され(兆候を含む。)、本市域において、1間後程度で着弾もしくは上空を通過するおそれが判明したことにより、住民を避難させる事案を想定するものとする。

表 事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
6月1日 10:00～	・某国で弾道ミサイル発射の兆候を確認	・国、県、市対策本部設置 ・国、県対策本部が避難措置の指示を検討 ・市対策本部は情報収集
10:10		・県と市は避難施設及び避難経路の協議開始
10:15	・国から県に対し避難の指示 ・県から市に対し避難の指示 ・市は住民に対し避難の指示	・避難実施要領(案)を作成。 ・関係機関と調整後、市国民保護対策本部会議を開催(避難実施要領の決定) ・決定した避難実施要領の内容を防災行政無線や各種広報手段、SNS等を用いて弾道ミサイルからの避難を周知する。
10:15～		・屋外にいる住民や観光客に対し、防災行政無線、各種広報手段、SNS等を用いて直ちに屋内避難を呼びかける。 ・大規模集客施設や店舗、各公共施設等に対しても避難周知の協力を依頼。
10:45	・住民避難完了	・避難継続の呼びかけ
弾道ミサイル発射情報	着弾のおそれのある地域に対し、Jアラートによる警報の発令	・即時屋内避難の呼びかけを追加実施

記載例

避難実施要領	
那覇市長 2023年 6月 1日 10時 15分現在	
屋内避難	
1 県からの避難の指示の内容	
<p>避難地域:弾道ミサイルが那覇市に着弾もしくは通過する可能性</p> <p>国の対策本部長は、国民保護法に基づき、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。要避難地域内の住民は堅ろうな建物に避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。それぞれ、ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気から出来るだけ遮断されるようにし、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。</p>	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	2023年 6月 1日(木) 10:00 頃
発生場所	弾道ミサイルが那覇市へ着弾もしくは通過する可能性
実行の主体	某国
事案の概要と被害状況	弾道ミサイルが那覇市に1間程度で着弾、上空を通過する可能性
今後の予測・影響と措置	屋内避難を呼びかけるとともに、安全を確認
気象の状況	天候:曇り 気温: 28℃ 風向:南東 風速: 5m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	市全域
避難先と避難誘導の方針	住民を自宅建物もしくは近傍の堅ろうな施設へ避難させる。知事の避難指示を踏まえた対処を基本とするが、市民がいる場所の近傍の堅ろうな建物等の屋内に避難し、窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。屋内避難ができない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る等の対応をとる。
避難開始日時	2023年 6月 1日(木) 10:15
避難完了予定日時	2023年 6月 1日(木) 10:45
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	防災行政無線、各種広報手段、SNS 等による屋内避難の呼びかけ
連絡調整先	県現地対策本部:市職員2名を派遣 その他関係機関:警察、消防など
3 事態の特性で留意すべき事項	
<p>弾頭ミサイルに大量殺傷物質等が含まれている可能性は否定できないことから、情報収集を行うこと。自力での歩行が困難な者や観光客、日本語の理解が不十分な外国人については、付近にある者が避難に関する援助を行う。</p> <p>担当職員等は屋外にいる者が堅ろうな建物等に速やかに避難が行えるよう配慮する。</p> <p>市民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、観光施設・大規模集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。</p>	

4 住民の行動(基本事項)	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	そのまま屋内に留まる。ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。 非常持ち出し品を準備するとともに、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。 屋内の環境は、空調及び換気扇を停止し、必要に応じテープ等で目張りする等外気を遮断する。 その他必要と認められる事項
屋外にいる場合	近傍の堅ろうな施設、建築物の地階等へ避難する。 避難は徒歩を基本とし、避難のために屋外にいる時間を最小限にとどめる。 車両内にある者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーをつけたまま駐車するなど、緊急車両の通行に妨げとならない方法とする。 原則として、近く建物への避難を行うが、屋内への避難が困難なときは、遮蔽物の物陰にとどまるか、地面に伏せて頭部を守る行動をとる。 周辺で着弾音等不審な音を聞知したときは、当該現場から離れるとともに、那覇市又は警察に連絡する。
5 情報の伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。 市ホームページ、SNS等掲載、広報車、消防車両を活用。 ミサイルが発射された場合や、沖縄県に落下もしくは上空通過の可能性がある場合は、Jアラートが使用され、防災行政無線の屋外スピーカーから国民保護サイレンが鳴ることとなる。
避難実施要領の伝達先	関係機関連絡先一覧による。
6 緊急時の連絡先	
那覇市	電話:098-861-1102
国民保護/緊急処理事態対策本部	FAX:098-862-0614

■パターン4(弾道ミサイル着弾後⇒屋内・市内避難)

《弾道ミサイルが市域周辺に着弾する事態》

某国より弾道ミサイルが発射され本市周辺地域において着弾したことにより、住民を避難させる事案を想定するものとする。

事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
6月1日 10:00～	X市Y地区において発生した爆発が、某国から発射された弾道ミサイルが着弾と断定	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、市対策本部設置 ・国民保護法に基づき警報を発令し、爆心地周辺のX市Y地区及び隣接する那覇市〇〇地区を要避難地域として、避難措置の指示 ・これを受け、県及び市対策本部が避難措置の指示
10:10		<ul style="list-style-type: none"> ・県と市は避難施設及び避難経路の協議開始
10:15	市は住民に対し避難の指示	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施要領(案)を作成。 ・関係機関と調整後、市国民保護対策本部会議を開催(避難実施要領の決定) ・決定した避難実施要領の内容を防災行政無線や各種広報手段、SNS等を用いて弾道ミサイルからの避難を周知する。
10:15～		<ul style="list-style-type: none"> ・市内の住民や観光客に対し、防災行政無線、各種広報手段、SNS等を用いて直ちに屋内避難を呼びかける。 ・大規模集客施設や店舗、各公共施設等に対しても避難周知の協力を依頼。
10:45	・住民避難完了	<ul style="list-style-type: none"> ・避難継続の呼びかけ
弾道ミサイル発射情報	着弾のおそれのある地域に対し、Jアラートによる警報の発令	<ul style="list-style-type: none"> ・即時屋内避難の呼びかけを追加実施

記載例

避難実施要領	
那覇市長 2023年 6月 1日 10時 15分現在	
市内避難（ミサイル着弾後）	
1 県からの避難の指示の内容	
<p>避難地域：弾道ミサイルが那覇市地域に着弾し、隣接する本市の要避難対象地域の対策本部長は、X市Y地区において発生した爆発について、某国から発射された弾道ミサイルが着弾したとして、国民保護法に基づき警報を発令し、爆心地周辺のX市Y地区及び隣接する那覇市〇〇地区を要避難地域として、避難措置の指示を行った。それを受け、沖縄県知事は、那覇市〇〇地区の住民に避難の指示を行った。</p>	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	2023年 6月 1日(木) 10:00 頃
発生場所	X市Y地区
実行の主体	某国
事案の概要と被害状況	X市Y地区にミサイルが落下し爆発。NBC 弾の可能性あり。人的・物的被害について調査中。 政府の情報では、更なるミサイル発射の可能性はないとのこと。
今後の予測・影響と措置	弾頭の種類に応じて消防局が人員除染、地域除染実施。 更なる爆発の可能性や NBC 弾が搭載されていた可能性を視野に対処する必要がある。
気象の状況	天候：曇り 気温：28℃ 風向：南東 風速：5m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	着弾地点に近い那覇市〇〇地区
避難先と避難誘導の方針	××地区へ避難させる。要避難地域以外の地域でも、住民は不要不急の外出を避け、努めて屋内退避を継続。
避難施設	××公民館（〇〇市X丁目X番X号、連絡先：XXX-XXX-XXXX）
避難経路	
避難開始日時	2023年 6月 1日(木) 10:15
避難完了予定日時	2023年 6月 1日(木) 10:45
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	防災行政無線、各種広報手段、SNS 等による屋内避難の呼びかけ
連絡調整先	那覇警察署：098-836-0110 陸上自衛隊第〇〇隊：xxx-xxx-xxxx
3 事態の特性で留意すべき事項	
<p>弾頭ミサイルに大量殺傷物質等が含まれている可能性は否定できないことから、情報収集を行うこと。 自力での歩行が困難な者や観光客、日本語の理解が不十分な外国人については、付近にある者が避難に関する援助を行う。 担当職員等は屋外にいる者が堅ろうな建物等に速やかに避難が行えるよう配慮する。</p>	

市民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、観光施設・大規模集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。	
4 住民の行動(基本事項)	
職員の配置場所・人数	別表に定めるとおり (安全確保に配慮しつつ、避難経路の要所に配置)
避難行動要支援者の避難誘導方針	要避難地域内の避難行動要支援者の避難 :福祉部局より警察機関に要支援者の情報を提供し、警察機関にて保護した上で、福祉部局が用意した車両にて指定避難先施設へ避難させる。
5 情報の伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。 市ホームページ、SNS等掲載、広報車、消防車両を活用。、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。
避難実施要領の伝達先	市町村内の各機関及び団体等(関係機関等一覧表)
6 緊急時の連絡先	
那覇市総務部防災危機管理課	電話:098-861-1102
国民保護/緊急対処事態対策本部	FAX:098-862-0614

■パターン5(航空攻撃⇒市内避難)

《武装勢力等による航空攻撃が発生した事案》

本市の領域内において武装勢力による航空攻撃が行われたため、被害があった地域の住民を避難させる事案を想定するものとする。

事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
6月1日 10:00~	・武装勢力による航空攻撃(爆弾等の投下)が那覇港及び那覇空港へ行われた	・国及び県を通じ、本市が武装勢力の攻撃対象として計画されている内容を確認
10:30		・市危機管理対策本部を設置し、今後の必要な措置について検討を行う
11:00	・航空攻撃が行われた事案について、国が武力攻撃事態に認定	・市危機管理対策本部廃止 ・市国民保護対策本部設置
11:15	・国対策本部が避難措置の指示の検討開始 ・県対策本部が避難の指示の検討開始	・警察が那覇港及び那覇空港周辺地域の警戒 ・住民の避難について検討・調整開始 ・県と市が避難施設及び避難路の協議開始 ・市職員を現場へ派遣
11:30		・市国民保護対策本部会議を開催(住民の避難について)
12:00	・国から県に対し避難措置の指示 ・県から市に対し避難の指示	・避難実施要領(案)を作成し、関係機関と調整
12:30		・避難実施要領の策定完了(避難施設の指定、避難路の指定、誘導班の派遣等)。ただちに防災行政無線、各種広報手段、SNS 及び広報車等で住民へ避難実施要領の内容を伝達。 ・誘導班の派遣、住民の避難開始
12:30~	・住民避難誘導	
14:30		・残留住民への呼びかけを開始
15:30	・逃げ遅れの確認	・残留住民避難の最終確認
17:30	・住民等の避難完了	

記載例

避難実施要領	
那覇市長 2023年6月1日12時30分現在	
<input checked="" type="checkbox"/> 市内避難 <input type="checkbox"/> 市外避難 <input type="checkbox"/> 県外避難	
1 県からの避難の指示の内容	
避難地域:那覇港及び那覇空港周辺地域	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	2023年 6月 1 日(木) 10:00
発生場所	那覇港及び那覇空港周辺地域
実行の主体	不明(武装勢力)
事案の概要と被害状況	武装勢力による航空攻撃(爆弾等の投下)が那覇港及び那覇空港へ行われた。
今後の予測・影響と措置	那覇港及び那覇空港周辺地域の住民を迅速に避難させる。対処には時間がかかることを想定し、数日間は避難施設で避難することを考慮する必要がある。
気象の状況	天候:晴 気温:28℃ 風向:南 風速: 5m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	那覇港、那覇空港周辺地域(国道 58 号線から西側、国場川から南側)
避難先と避難誘導の方針	上記の地域の住民を避難地域外の指定避難所などへ移送し避難させる。
避難開始日時	6月 1 日(木) 12:30
避難完了予定日時	
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<p>警察:消防の警戒区域に基づき交通規制を実施、住民避難の誘導</p> <p>消防:消防警戒区域を那覇港及び那覇空港に設定。被害地域の消火及び救護活動、死傷者の搬送等</p> <p>消防団:住民の避難誘導及び救護活動</p> <p>市職員:住民の避難誘導及び避難所での受け入れなどの対応</p> <p>自衛隊:事態認定後、住民保護及び攻撃阻止</p>
連絡調整先	<p>県現地対策本部:市職員2名を派遣</p> <p>現地調整所:市職員2名を派遣</p> <p>その他関係機関:道路管理者、港湾管理者、空港関係者</p>
3 事態の特性で留意すべき事項	
事態の特性 (除染の必要性等)	判明した爆破計画中には、大量殺傷物質等を用いる計画は含まれておらず、避難時に特別な対策は必要ない。

地域の特性	避難該当区域内に在する病院や地域内の要配慮者の避難には、自治会や病院、消防と連携して介助者を派遣して避難を行う。			
時期による特性	避難時間帯が平日昼間であるため、企業や学校からの避難誘導について考慮する必要がある。			
4 避難者数(単位:人)				
地区名	本庁地区	小祿地区		
避難者数	98,934 人	58,172 人		
避難行動要支援者数	〇〇人	〇〇人		
うち外国人等の数	〇〇人	〇〇人		
5 避難施設等				
5-1 一時避難場所①				
避難地域	曙 1～3 丁目 港町 1～4 丁目	旭町 泉崎 1～2 丁目 松尾 1～2 丁目	字安謝 安謝 1～2 丁目	字天久 天久 1～3 丁目
避難施設名	曙小学校	開南小学校	安謝小学校	天久小学校
所在地	曙 2 丁目 18-1	泉崎 1 丁目 1-6	安謝 2 丁目 15-28	天久 1 丁目 4-1
連絡先				
連絡担当者				
その他の留意事項				
5-1 一時避難場所②				
避難地域	字上之屋 上之屋 1 丁目	奥武山町 山下町 垣花町 垣花町 1～3 丁目 住吉町 1～3 丁目	おもろまち 1～4 丁目 銘苅 1～3 丁目	久米 1～2 丁目 通堂町 西 1～3 丁目 東町
避難施設名	泊小学校	垣花小学校	銘苅小学校	天妃小学校
所在地				
連絡先				
連絡担当者				
その他の留意事項				
5-1 一時避難場所③				

避難地域	牧志1～3丁目 久茂地1～3丁目	前島1～2丁目	古波藏3～4丁目 壺川1～3丁目 楚辺1～3丁目 樋川1～2丁目	辻1～3丁目 松山1～2丁目 若狭1～3丁目
避難施設名	壺屋小学校	那覇小学校	城岳小学校	若狭小学校
所在地				
連絡先				
連絡担当者				
その他の留意事項				
5-2 待機場所①				
待機場所	曙1～3丁目 港町1～4丁目	旭町 泉崎1～2丁目 松尾1～2丁目	字安謝 安謝1～2丁目	字天久 天久1～3丁目
避難施設名	曙小学校	開南小学校	安謝小学校	天久小学校
所在地	曙2丁目18-1	泉崎1丁目1-6	安謝2丁目15-28	天久1丁目4-1
連絡先				
連絡担当者				
その他の留意事項				
5-2 待機場所②				
避難地域	字上之屋 上之屋1丁目	奥武山町 山下町 垣花町 垣花町1～3丁目 住吉町1～3丁目	おもろまち1～4丁目 銘苅1～3丁目	久米1～2丁目 通堂町 西1～3丁目 東町
避難施設名	泊小学校	垣花小学校	銘苅小学校	天妃小学校 上山中学校
所在地				久米1-3-2 久米1-3-1
連絡先				917-3319 917-3406
連絡担当者				
その他の留意事項				

5-2 待機場所③				
避難地域	牧志1～3丁目 久茂地1～3丁目	前島1～2丁目	古波藏3～4丁目 壺川1～3丁目 楚辺1～3丁目 樋川1～2丁目	辻1～3丁目 松山1～2丁目 若狭1～3丁目
避難施設名	壺屋小学校	那覇小学校	城岳小学校	若狭小学校
所在地				
連絡先				
連絡担当者				
その他の留意事項				
5-3 避難先施設①				
避難施設	真嘉比小学校	真嘉比こども園	松島小学校	松島こども園
所在地	真嘉比1-17-1	真嘉比1-17-1	古島2-30-12	古島2-30-12
収容可能人数				
連絡先	917-3306	884-4476	917-3325	884-0054
連絡担当者				
その他の留意事項				
5-3 避難先施設②				
避難施設	松島中学校	興南学園	大道小学校	大道こども園
所在地	古島2-11-2	古島1-7-1	字大道146-1	字大道146-1
収容可能人数				
連絡先	917-3411	884-3293	917-3308	884-5769
連絡担当者				
その他の留意事項				
5-3 避難先施設③				
避難施設	真和志中学校	松川小学校	松川幼稚園	沖縄工業高校
所在地	字大道158	松川1-7-1	松川1-7-1	松川3-20-1
収容可能人数				
連絡先	917-3403	917-3309	832-6180	832-3831
連絡担当者				

その他の留意事項				
5-3 避難先施設④				
避難施設	識名小学校	石田中学校	与儀小学校	与儀こども園
所在地	識名2-2-1	繁多川5-17-1	与儀1-1-1	与儀1-1-1
収容可能人数				
連絡先	917-3310	917-3404	917-3317	832-6759
連絡担当者				
その他の留意事項				
5-3 避難先施設⑤				
避難施設	県立看護大学	真和志小学校	寄宮中学校	古蔵小学校
所在地	与儀1-24-1	寄宮3-1-1	長田1-13-65	古波蔵393
収容可能人数				
連絡先	833-8800	917-3316	917-3408	917-3326
連絡担当者				
その他の留意事項				
5-3 避難先施設⑥				
避難施設	古蔵こども園	真和志高校	沖尚学園	仲井真小学校
所在地	古波蔵393	真地248	国場 747	字仲井真173
収容可能人数				
連絡先	853-0065	833-0810	832-1767	917-3330
連絡担当者				
その他の留意事項				
5-3 避難先施設⑦				
避難施設	真地小学校	上間小学校	仲井真中学校	松城中学校
所在地	字真地313	長田 2-11-60	字仲井真 189	繁多川3-15-1
収容可能人数				
連絡先	917-3334	917-3327	917-3415	917-3414
連絡担当者				
その他の留意事項				
5-3 避難先施設⑧				

避難施設	古蔵中学校	大名小学校	大名こども園	城北小学校
所在地	古波蔵4-8-1	首里大名町1-49	首里大名町1-49	首里石嶺町1-162
収容可能人数				
連絡先	917-3409	917-3328	886-1413	917-3303
連絡担当者				
その他の留意事項				
5-3 避難先施設⑨				
避難施設	城北こども園	城北中学校	石嶺小学校	石嶺公民館
所在地	首里石嶺町1-162	首里石嶺町1-112	首里石嶺町4-360-8	首里石嶺町2-70-9
収容可能人数				
連絡先	884-0936	917-3412	917-3328	917-3447
連絡担当者				
その他の留意事項				
5-3 避難先施設⑩				
避難施設	石嶺中学校	城東小学校	首里中学校	城西小学校
所在地	首里石嶺町2-109	首里石嶺町2-74-1	首里汀良町2-55	首里真和志町1-5
収容可能人数				
連絡先	917-3417	917-3302	917-3402	917-3304
連絡担当者				
その他の留意事項				
5-3 避難先施設⑪				
避難施設	首里公民館	城南小学校	沖縄県立芸術大学	
所在地	首里当蔵町2-8-2	首里崎山町2-18-1	首里当蔵町1-4	
収容可能人数				
連絡先	917-3445	917-3305	882-5000	
連絡担当者				
その他の留意事項				
6 避難手段				

輸送手段	バス 船舶 徒歩 航空機 その他(公用車等)				
輸送手段の詳細	種類(車種等)				
	台数	バス:〇〇台 船舶:〇隻			
	輸送可能人数				
	連絡先				
輸送力の配分の考え方					
その他輸送手段	避難行動要支援者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで市の公用車両による輸送を行う。			
	その他(入院患者等)	(入院)	要避難地域内の病院及び避難先地域の病院と調整し、救急車による搬送を行う。		
7 避難路					
避難に使用する経路		主要な避難路は、車両を利用するルート及び船舶を利用するルートとする。詳細は別添地図のとおり。			
交通規制	実施者の確認	那覇警察署、浦添警察署			
	規制にあたる人数	〇〇人程度(協議により確認)			
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難路で交通規制を行う。			
警備体制	実施者の確認	那覇警察署			
	規制にあたる人数	〇〇人程度(協議により確認)			
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。			
8 避難誘導方法					
8-1 避難(輸送)方法					
地区		港町	曙	若狭	泊
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位				
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
	避難先	曙小学校	曙小学校	若狭小学校 那覇中学校	泊小学校 泊高校
	集合時間	17:30	17:30	17:30	17:30
	その他(誘導責任者等)				
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	港町	曙	若狭	泊
	輸送手段	バス	バス	バス	バス
	避難路	避難ルート①	避難ルート①	避難ルート②	避難ルート③

	避難出発港・避難出発空港				
	避難先	○市□□中学校	▲市○○小学校		
	避難開始時間				
	避難完了予定日時				
	その他 (誘導責任者等)				
避難行動要支援者	誘導の実施単位	地域防災計画に基づいて設定			
等の避難方法	避難行動要支援者への支援方法	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施 □□病院の入院患者は、○○市の病院へ避難させる。			
	輸送手段	市の保有車両			
	避難路				
	避難先	○○市の○○病院			
	避難開始時間	6月1日(木)17:00			
	避難完了予定日時				
	8-2 職員の配置方法				
配置場所	一時集合場所(3か所)、避難先の市町村の避難場所(10カ所)、避難経路の主要な交差点				
人数	一時避難場所:3×5名=15名、受入市町村避難施設:10×5名=50名 交差点:10名				
現地調整所	連絡要員を2名配置				
8-3 残留者の確認方法					
確認者	市職員・消防職団員・(約20名:誘導にあたらぬ職員を割り当て)				
時期	6月1日(木)17:30開始				
場所	那覇市港町、曙、泊、若狭				
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問				
措置	残留者に対し避難するよう求める。				
終了予定日時					
8-4 避難誘導時の食料の支援提供方法					
食事時期	(避難施設に提供)				
食事場所	各一時集合場所(小学校など)				
提供する食事の種類	備蓄食料等				

実施担当部署	防災危機管理課
8-5 追加情報の伝達	
避難誘導員による連絡、防災行政無線、消防車両、広報車等	
9 避難時の留意事項	
自宅から避難する場合の留意事項	
	基本事項
	避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証、マイナンバーカード等の身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。
	隣近所に声を掛け合い、相互に助け合って避難
	事態の特性
	特になし(発見された爆発物は、大量殺傷物質等を用いられている可能性は低く、避難時に特別な対応は必要ない。)
	時期の特性
	湿度が高い季節のため、熱中症対策が各場面で必要。飲料水の確保など。
一時集合場所での対応	
10 誘導に際しての留意事項(職員)	
(心得・安全確保・服装等)	
職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。	
防災服や防災ジャンパー、消防職団員の制服など、立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。市ホームページ等掲載、広報車、消防車両を活用。伝達先として、あらかじめ指定している自治会長、自主防災組織の長に FAX 等により送付。
避難実施要領の伝達先	関係機関連絡先一覧による。
職員間の連絡手段	IP 無線機などの連絡手段の活用
12 緊急時の連絡先	
那覇市防災危機管理課	電話:098-861-1102
国民保護/緊急対処事態対策本部	FAX:098-862-0614

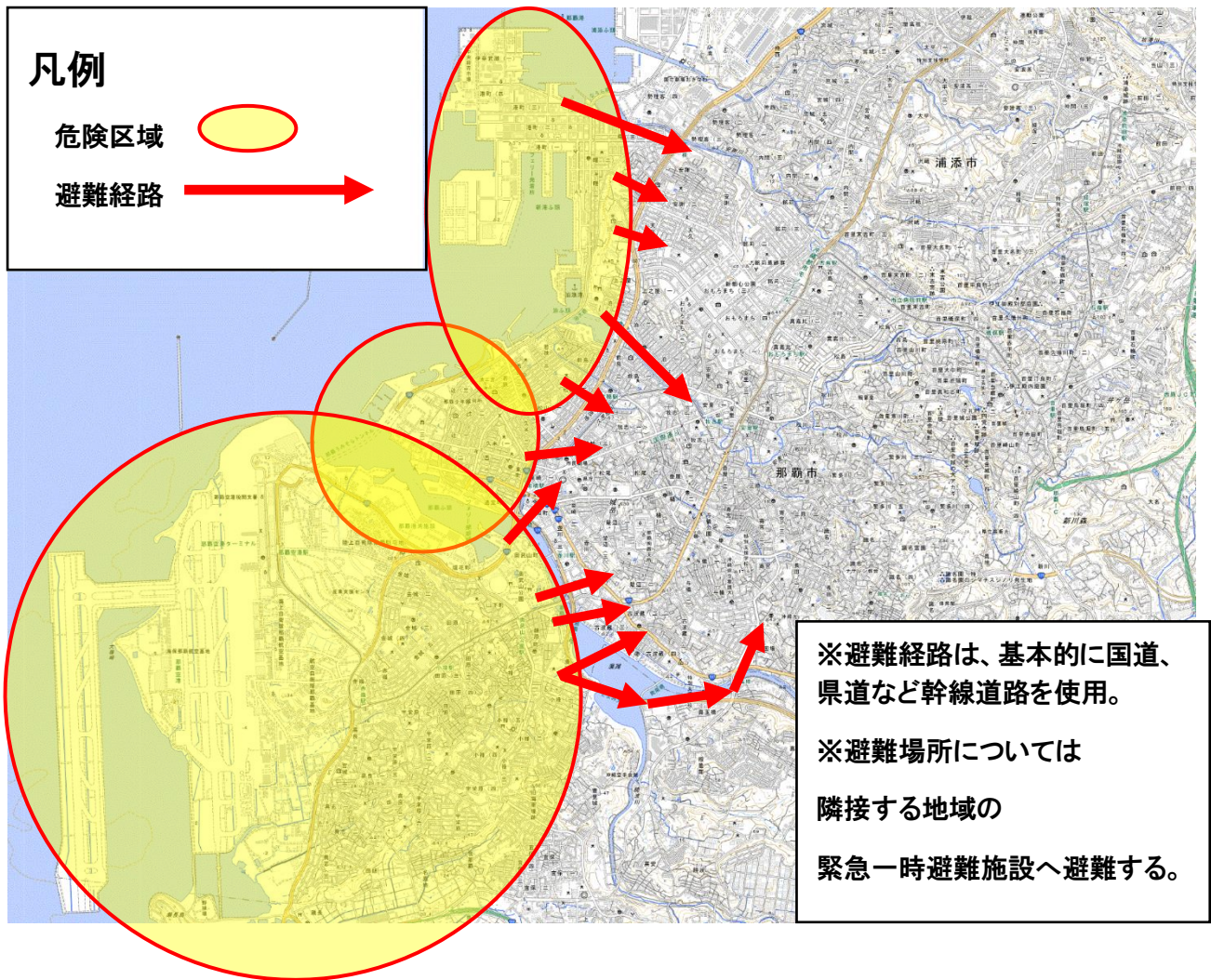


図 避難区域及び避難経路のイメージ

■パターン6(危険性を内在する物質を有する施設等への攻撃⇒屋内避難)

《可燃性の危険物を取り扱う事業所が攻撃された事態》

テロ組織により可燃性の危険物を取り扱う事業所へ攻撃が行われたため、住民を避難させる事を想定するものとする。

事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
6月1日 10:00～	・テロ組織により、市内の危険物を取り扱う事業所への攻撃を確認	・国、県、市対策本部が設置 ・国対策本部が情報収集、避難措置の指示を検討 ・県対策本部が情報収集、避難措置の指示を検討
10:10		・市は状況の把握及び情報収集、住民の避難について調整を開始 ・県と市は避難について協議を開始
10:20	・国から県へ避難措置の指示	
10:25	・県から市へ避難の指示	・避難実施要領(案)を作成し、関係機関と調整
10:30		・市緊急事態対策本部会議(避難実施要領の検討) ・上記要領の策定後、防災行政無線や各種情報手段等により住民へ周知 ・避難施設の開設
10:30～		・屋外の住民や滞在者、観光客等に防災行政無線等の広報で避難を呼びかける ・大規模集客施設等への避難の呼びかけ
11:30		・残留住民の確認・避難の呼びかけを開始
11:30～	・住民等の避難完了	

記載例

避難実施要領	
那覇市長 2023年6月1日 10時30分現在	
屋内避難	
1 県からの避難の指示の内容	
避難地域: 都市ガス供給施設周辺地域(那覇市西地区・辻地区)	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	2023年 6月 1日(木) 10:00 頃
発生場所	都市ガス供給施設
実行の主体	
事案の概要と被害状況	テロ組織により可燃性の危険物を取り扱う事業所(都市ガス)が攻撃され、敷地内で爆破が発生。消防による消火活動、救出活動が行われている。テロ組織は逃走中である。
今後の予測・影響と措置	テロ組織が事業所周辺に潜んでいる可能性もあるため、西地区・辻地区の住民には屋内避難を呼びかけるとともに、安全を確認する。
気象の状況	天候:曇り 気温: 30℃ 風向:南 風速: 9m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	那覇市西地区・辻地区
避難先と避難誘導の方針	西地区・辻地区の住民を徒歩で避難施設もしくは安全を確認した建物内へ避難させる。
避難開始日時	2023年 6月 1日(木) 10:30
避難完了予定日時	2023年 6月 1日(木) 11:30
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	防災行政無線等による屋内避難の呼びかけ
連絡調整先	県現地対策本部:職員2名を派遣
3 事態の特性で留意すべき事項	
テロ組織が近くに潜伏している可能性があるため、細心の注意を払う必要がある。	
4 住民の行動(基本事項)	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	そのまま屋内に留まる。
屋外にいる場合	避難施設もしくは安全を確認した建物へ避難する。
5 情報の伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。市ホームページ等掲載、広報車、消防車両を活用。
避難実施要領の伝達先	関係機関連絡先一覧による。
6 緊急時の連絡先	
那覇市	電話:098-861-1102
国民保護/緊急対処事態対策本部	FAX:098-862-0614

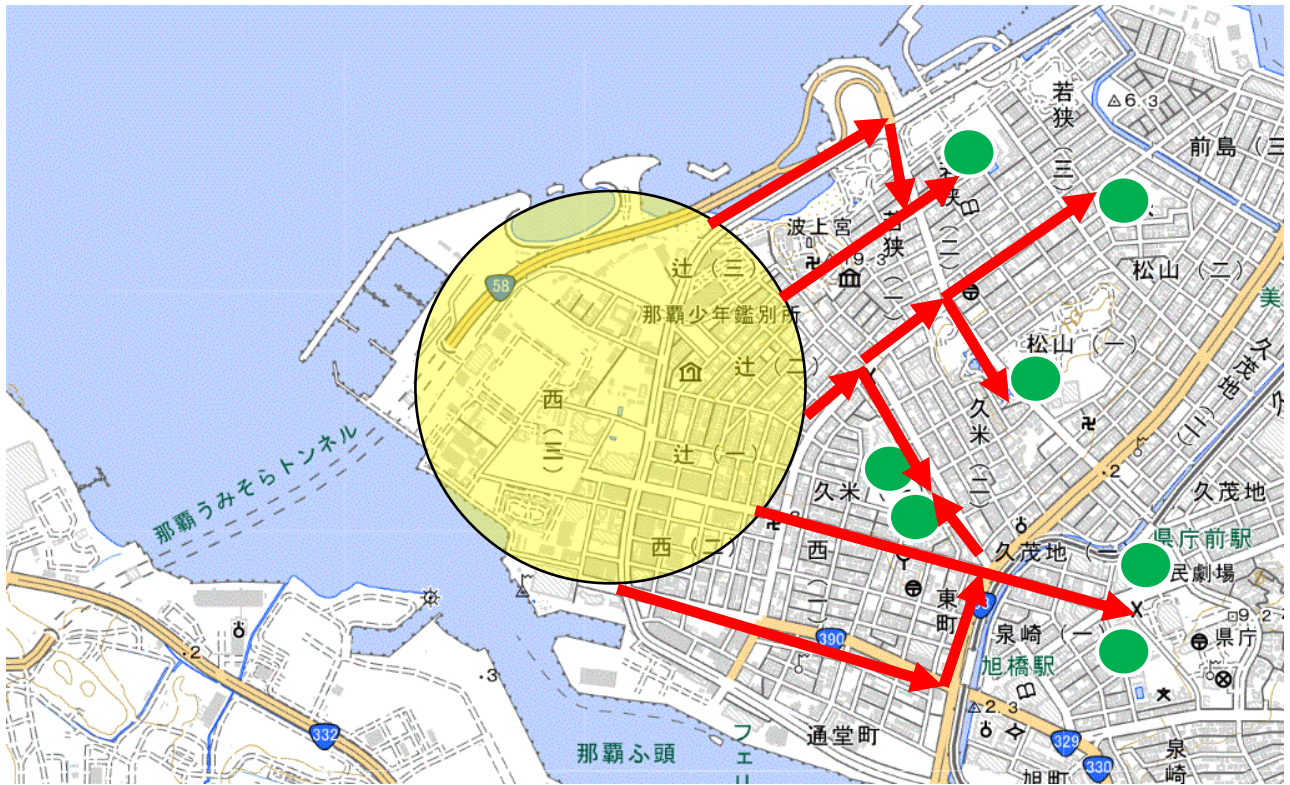





図 避難のイメージ

凡例

危険区域 

避難経路 

避難所 

- ・屋外にいる人は付近の堅ろうな建物内へ避難
- ・屋内にいる人は在宅避難・屋内避難を継続

■パターン7(大規模集客施設への攻撃⇒市内避難)

《大規模集客施設が攻撃を受けて、バス、モノレール及び徒歩で避難する事案》

市内の商業施設に武装したテログループが立てこもったことにより、近隣の地域を避難させる事案を想定するものとする。この事案が発生する日の午前中に、沖縄県内のU市において爆発物を積載した車両が爆発する事案が発生し、当該事案が緊急処理事態に認定され、沖縄県には緊急処理事態対策本部が設置されている状況との想定とする。

事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
6月1日 10:00 ～	・沖縄県内のU市内で爆発物を積載した車両が爆発、テログループは犯行声明を発表、また更なる攻撃を予告	・爆発で200名を超す死傷者が発生 ・(12:00)U市で発生した事案について、国が緊急処理事態に認定
13:00	・商業施設にテログループが侵入	・直後の通報で、消防、警察は事態認知
13:10	・商業施設に侵入したテログループが犯行声明。U市での爆発事案の実行犯と同一グループであることを宣言	・消防及び警察の先着隊が現場到着 ・市で事態を認知、消防局及び警察から情報収集、商業施設に繋がる道路の封鎖
13:25	・国は、那覇市を、緊急処理事態対策本部を設置すべき市に指定	
13:25		・警察により交通規制実施、緊急車両のみ通行可
13:45		・市が緊急処理事態対策本部会議を開催(状況から朝の爆発事件をおこしたテログループの可能性が高く、付近住民の避難を検討し、指示があれば対応できるよう準備することを決定)
13:50		・県と市が避難施設及び避難経路を協議 ※対応に時間を要することから数日間は避難の解除ができないことを想定。あわせて住民の避難に関して協議を開始
14:15	・国から県に対し避難措置の指示	
14:25	・県から市に対し避難の指示	・避難実施要領(案)を作成し、関係機関と調整
14:45		・避難実施要領の策定完了(避難施設の指定、避難路の指定、誘導班の派遣等)。ただちに防災行政無線及び広報車で住民へ避難実施要領の内容を伝達、誘導班の派遣
16:30		・残留住民への呼びかけを開始
17:30	・住民等の避難完了	

表 記載例

避難実施要領	
那覇市長 2023年6月1日15時00分現在	
<input checked="" type="checkbox"/> 市内避難 <input type="checkbox"/> 市外避難 <input type="checkbox"/> 県外避難	
1 県からの避難の指示の内容	
避難地域:新都心地区の商業施設周辺地域	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	2023年 6月 1 日(木) 13:00
発生場所	新都心地区の商業施設
実行の主体	不明(国籍不明のテログループ)
事案の概要と被害状況	武装したテログループが商業施設に立てこもっている。 従業員及び在館者に死者及びけが人がいる模様。
今後の予測・影響と措置	占拠された商業施設周辺地域を迅速に避難させる必要がある。対応には長時間かかることが予測されることから、数日間の避難施設への住民避難を考慮する必要がある。
気象の状況	天候:晴 気温:28℃ 風向:南 風速: 5m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	新都心地区(那覇市おもろまち)
避難先と避難誘導の方針	上記の地域の住民を避難地域外の指定避難所などへ移送し避難させる。
避難開始日時	6月 1 日(木) 14:45
避難完了予定日時	6月 1 日(木) 17:45
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	警察:消防の警戒区域に基づき交通規制を実施、住民避難の誘導 消防:消防警戒区域を商業施設周辺地域に設定。救護活動等 消防団:住民の避難誘導及び救護活動 市職員:住民の避難誘導及び避難所での受け入れなどの対応 自衛隊:治安維持の対応等
連絡調整先	県現地対策本部:市職員2名を派遣 現地調整所:市職員2名を派遣 その他関係機関:道路管理者、施設関係者など
3 事態の特性で留意すべき事項	
事態の特性 (除染の必要性等)	テログループの一味が潜伏している可能性があることから、要避難地域及び周辺地域の避難は警察・自衛隊と連携し、安全を確保しながら行う。
地域の特性	避難該当区域内に在する病院や地域内の要配慮者の避難には、自治会や病院、消防と連携して介助者を派遣して避難を行う。
時期による特性	避難時間帯が平日昼間であるため、企業や学校からの避難誘導について考慮する必要がある。
4 避難者数(単位:人)	

地区名	おもろまち地区	〇〇地区		
避難者数	6,354人	〇〇人		
避難行動要支援者数	〇〇人	〇〇人		
うち外国人等の数	〇〇人	〇〇人		
5 避難施設等				
5-1 一時避難場所				
避難地域				
避難施設名	銘苅小学校	泊小学校	真嘉比小学校	天久小学校
所在地	銘苅 2 丁目3-20	泊 2 丁目23-9	真嘉比 1 丁目17-1	天久 1 丁目4-1
連絡先				
連絡担当者				
その他の留意事項				
6 避難手段				
輸送手段	バス 船舶 徒歩 航空機 その他(公用車等)			
輸送手段の詳細	種類(車種等)			
	台数	バス:〇〇台 公用車:〇台		
	輸送可能人数			
	連絡先			
輸送力の配分の考え方				
その他輸送手段	避難行動要支援者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで市の公用車両による輸送を行う。		
	その他(入院患者等)	要避難地域内の病院及び避難先地域の病院と調整し、救急車による搬送を行う。		
7 避難路				
避難に使用する経路		主要な避難路は、徒歩で移動するルート及び車両を利用するルートとする。詳細は別添地図のとおり。		
交通規制	実施者の確認	那覇警察署		
	規制にあたる人数	〇〇人程度(協議により確認)		
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難路で交通規制を行う。		
警備体制	実施者の確認	那覇警察署		
	規制にあたる人数	〇〇人程度(協議により確認)		
	規制場所	住民の避難経路及び交通規制を行った付近で警備を行う。		
8 避難誘導方法				

8-1 避難(輸送)方法					
地区		おもろまち 1丁目	おもろまち 2丁目	おもろまち 3丁目	おもろまち 4丁目
一時集合場所への 避難方法	誘導の実施単位				
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
	避難先	真嘉比小学校	泊小学校	天久小学校	銘苅小学校
	集合時間	14:45	14:45	17:30	17:30
	その他 (誘導責任者等)				
避難施設への避難 方法	誘導の実施単位	自治会や地域単位	自治会や地域単位	自治会や地域単位	自治会や地域単位
	輸送手段	バス・徒歩	バス・徒歩	バス・徒歩	バス・徒歩
	避難路				
	避難出発港・避難出 発空港				
	避難先				
	避難開始時間				
	避難完了予定日時				
	その他 (誘導責任者等)				
避難行動要支援 者等の避難方法	誘導の実施単位	地域防災計画に基づいて設定			
	避難行動要支援者 への支援方法	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施			
	輸送手段	市の保有車両等			
	避難路				
	避難先	福祉避難所等			
	避難開始時間	6月1日(木)14:45			
	避難完了予定日時				
8-2 職員の配置方法					
配置場所	一時集合場所(3か所)、避難先の市町村の避難場所(10カ所)、避難経路の主要な交差点				
人数	一時避難場所:4×5名=20名、その他交通誘導や避難誘導職員〇〇人				
現地調整所	連絡要員をとして職員2名配置				
8-3 残留者の確認方法					
確認者	市職員・消防職団員・(約20名:誘導にあたらぬ職員を割り当て)				

時期	6月1日(木)16:30 開始
場所	那覇市おもろまち一帯
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問
措置	残留者に対し避難するよう求める。
終了予定日時	
8-4 避難誘導時の食料の支援提供方法	
食事時期	(避難施設に提供)
食事場所	各一時集合場所(小学校など)
提供する食事の種類	備蓄食料等
実施担当部署	防災危機管理課
8-5 追加情報の伝達	
避難誘導員による連絡、防災行政無線、消防車両、広報車等	
9 避難時の留意事項	
自宅から避難する場合の留意事項	
	基本事項
	避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証、マイナンバーカード等の身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。
	隣近所に声を掛け合い、相互に助け合って避難
	事態の特性
	テロ組織による立てこもりは、周辺地域への被害や逃走が予測されるため、警察等による十分な警備が必要である。
時期の特性	
湿度が高い季節のため、熱中症対策が各場面で必要。飲料水の確保など。	
一時集合場所での対応	
10 誘導に際しての留意事項(職員)	
(心得・安全確保・服装等)	
職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。	
防災服や防災ジャンパー、消防職団員の制服など、立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。	

11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。市ホームページ等掲載、広報車、消防車両を活用。伝達先として、あらかじめ指定している自治会長、自主防災組織の長に FAX 等により送付。
避難実施要領の伝達先	関係機関連絡先一覧による。
職員間の連絡手段	IP 無線機などの連絡手段の活用
12 緊急時の連絡先	
那覇市防災危機管理課	電話:098-861-1102
国民保護/緊急対処事態対策本部	FAX:098-862-0614

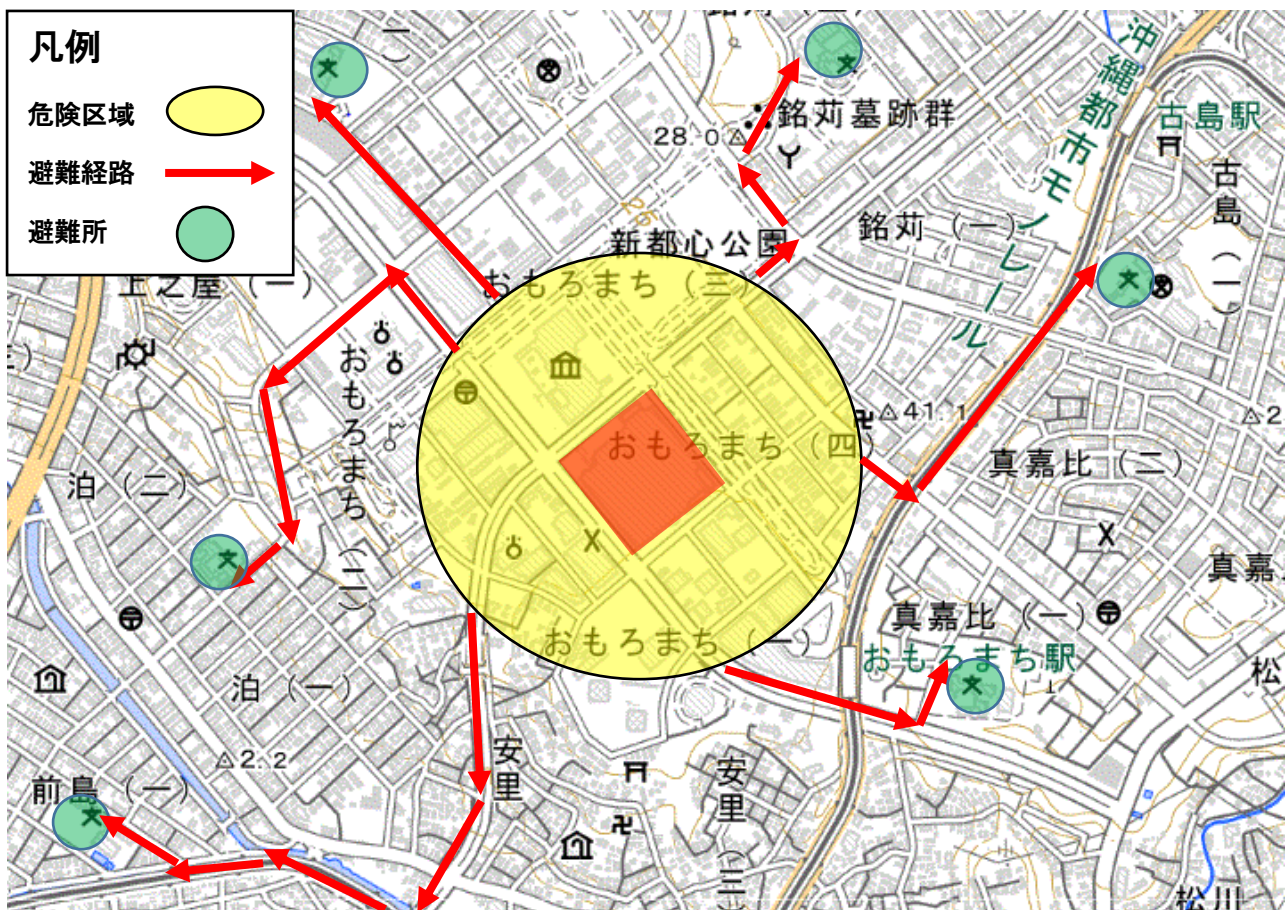


図 避難ルートのイメージ

■パターン8（交通機関を用いた攻撃⇒屋内避難）

≪航空機等による攻撃が発生する事態≫

テロ組織による航空機テロが発生し、那覇市周辺地域へ墜落の可能性があることが判明したことにより、住民が避難することを想定するものである。

事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
6月1日 10:00 ～	・福岡空港を離陸した民間航空機において、テロ組織によるハイジャック事件が発生	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、市対策本部の設置 ・国対策本部が避難措置の指示を検討(県、市に対して情報収集) ・市対策本部は避難指示の検討
10:10		・市、県は避難施設の調整、避難経路の協議開始
10:20	・国から県、市に対し避難措置の指示	
10:25		・市は避難実施要領(案)を作成し、関係機関と協議開始
10:30		<ul style="list-style-type: none"> ・市が緊急処理事態対策本部会議を開催(避難実施に向けて検討) ・避難実施要領(屋内避難)による避難を防災行政無線等の各種情報伝達手段で住民へ周知
10:30 ～		<ul style="list-style-type: none"> ・観光客などの滞在者に広報者やその他連絡手段を活用し避難を呼びかけ周知する。 ・大規模集客施設や店舗等に対して所管部局から避難への協力の依頼及び周知
10:40	・国から緊急情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・墜落の恐れのある地域(沖縄県)に対し、Jアラートによる警報の発令 ・市内全域で屋内避難の実施
12:00	住民避難完了	

避難実施要領

那覇市長 2023年 6月 1日 10時 30分
現在

屋内避難

1 県からの避難の指示の内容	
避難地域: 那覇市全域	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	2023年 6月 1日(木) 10:00 頃
発生場所	那覇市全域で発生する可能性
実行の主体	不明(ハイジャックを実行したテロ組織)
事案の概要と被害状況	福岡空港を出発後、テロ組織によってハイジャックされた民間航空機が1時間程度で那覇市上空を通過もしくは墜落する可能性がある。
今後の予測・影響と措置	対応に時間がないことから、屋内避難を呼びかけるとともに、安全を確認する。
気象の状況	天候: 曇り 気温: 27℃ 風向: 南 風速: 7m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	市全域
避難先と避難誘導の方針	市全域の住民を徒歩で避難施設もしくは堅牢な建物内へ避難させる。
避難開始日時	2023年 6月 1日(木) 10:30
避難完了予定日時	2023年 6月 1日(木) 12:00
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	防災行政無線や各種情報発信ツール等による屋内避難の呼びかけ
連絡調整先	県現地対策本部: 市職員を派遣 その他関係機関: 道路管理者、消防、警察機関、空港関係
3 事態の特性で留意すべき事項	

ハイジャックされた航空機の飛行経路が不明確であるため、情報収集を常に行う必要がある。	
4 住民の行動(基本事項)	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	そのまま屋内に留まる。
屋外にいる場合	県が指定する緊急一時避難施設や近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設、地下施設等へ避難する。
5 情報の伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線や各種情報発信ツール等を用いて市全域を対象に避難実施要領の内容を伝達。 市ホームページ等への掲載、広報車、消防車両を活用。
避難実施要領の伝達先	関係機関連絡先一覧による。
6 緊急時の連絡先	
那覇市総務部防災危機管理課 国民保護/緊急対処事態対策本部	電話:098-861-1102 FAX:098-862-0614

■パターン9(大量殺傷物質等による攻撃⇒県外避難)

《テロ組織による大量殺傷物質等による攻撃から避難する事案》

テロ組織による那覇文化芸術劇場(なは一と)へのテロ攻撃の計画が判明したことにより、周辺住民を県外に避難させる事案を想定するものとする。

この事案が発生する前日に、県内〇市のスポーツアリーナで爆破が発生し、多数の死傷者が発生した。現場では化学剤「サリン」が検知されている。国は緊急対処事態に認定し、緊急対処事態対策本部が設置されている状況との想定とする。

事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
5月31日 10:00~	<ul style="list-style-type: none"> ・〇市スポーツアリーナで爆破事件が発生 ・現場では化学剤「サリン」を検知 ・実行したテログループは犯行声明を発表、次の爆破を予告 	<ul style="list-style-type: none"> ・爆破により多数の死傷者が発生 ・(12:00)〇市スポーツアリーナで発生した事案について、国が緊急対処事態に認定
6月1日 10:00	<ul style="list-style-type: none"> ・テログループは、犯行予告として那覇文化芸術劇場(なは一と)の爆破を示唆 	<ul style="list-style-type: none"> ・国対策本部が避難措置の指示の検討開始 ・県対策本部が避難の指示の検討開始
10:05		<ul style="list-style-type: none"> ・警察が那覇市周辺の公共施設の搜索を開始 ・消防が那覇文化芸術劇場(なは一と)から半径700m圏内を含む区域に消防警戒区域に設定 ・住民の避難について検討・調整開始 ・県と市が避難先及び避難路の協議開始 ・市職員を現場へ派遣
10:30	<ul style="list-style-type: none"> ・那覇文化芸術劇場(なは一と)の付近の道路を通行停止 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が緊急対処事態対策本部会議を開催(状況から前日の事案と同規模の爆破が発生する可能性が高く、付近住民の避難について検討)
10:35	<ul style="list-style-type: none"> ・国から県に対し避難措置の指示 	
10:45	<ul style="list-style-type: none"> ・県から市に対し避難の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施要領(案)を作成し、関係機関と調整
11:30		<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施要領の策定完了、直ちに防災行政無線、各種情報発信ツール等及び広報車で住民避難実施要領の内容の伝達を実施、誘導班の派遣、住民の避難開始
15:00		<ul style="list-style-type: none"> ・残留者への呼びかけを開始
	<ul style="list-style-type: none"> ・要避難地域の住民等の避難完了 	

記載例

避難実施要領

那覇市長 2024 年 6 月 3 日 15 時 00 分
現在

市内避難 市外避難 圏域外避難 県外避難

1 県からの避難の指示の内容

避難地域:久茂地・牧志・松尾・松山・前島地区【那覇文化芸術劇場(なは一と)の周辺地域】

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	2024 年 6 月 3 日(月) 10:00
発生場所	那覇文化芸術劇場(なは一と)
実行の主体	
事案の概要と被害状況	昨日、テロ組織により〇市スポーツアリーナが爆破テロ攻撃を受けた。現場では「サリン」が検知された。 このテロ組織は、犯行予告として市内公共施設及び那覇文化芸術劇場への攻撃を示唆している。
今後の予測・影響と措置	テロ組織は、那覇文化芸術劇場(なは一と)を攻撃することが予測され、昨日の〇市スポーツアリーナの例から那覇文化芸術劇場(なは一と)を中心に半径 800mまで爆発の影響が及ぶと予測されている。また、「サリン」による被害も予測され、早期に住民の避難を実施する必要がある。 要避難地域が広いことに加えて、市内及び県内の公共施設もテロ組織の攻撃目標となっているため、県外へ避難する必要がある。
気象の状況	天候:晴れ 気温:25℃ 風向:南東 風速: 5m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	久茂地地区、牧志地区、若狭地区、前島地区、松尾地区
避難先と避難誘導の方針	上記の地区の住民を県外へ避難させる。
避難開始日時	6月3日(月) 11:30
避難完了予定日時	

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	警察:交通規制を実施 消防:消防警戒区域を設定、死傷者の救護、搬送自衛隊:空港周辺の警戒を実施
-------	--

連絡調整先	県現地対策本部:市職員2名を派遣現地調整所:市職員2名を派遣その他関係機関:道路管理者、警察機関				
3 事態の特性で留意すべき事項					
事態の特性 (除染の必要性等)	テログループの一味が潜伏しているおそれもあることから、要避難地域内の避難誘導に当たっては、警察・自衛隊と連携し、安全を確保しながら避難誘導を行うこと。				
地域の特性	避難行動要支援者の避難には、自治会と連携して介助者を派遣して避難を行う。				
時期による特性	避難実施時は授業時間のため、児童は学校単位での避難の調整が必要である。				
4 避難者数(単位:人)					
地区名	久茂地地区	牧志地区	若狭地区	前島地区	松尾地区
避難者数	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人
うち避難行動要支援者数	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人
うち外国人等の数	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人
5 避難施設等					
5-1 一時集合場所					
避難地域	久茂地地区	牧志地区	若狭地区	前島地区	松尾地区
避難施設名	天妃小学校	城岳小学校	若狭小学校	那覇小学校	壺屋小学校
所在地					
連絡先					
連絡担当者					
その他の留意事項	テログループ潜伏の可能性もあることから、集合に際しては付近の状況に十分注意すること。				
5-2 待機場所					
待機場所					
所在地					
連絡先					
連絡担当者					
その他の留意事項					

5-3 避難先施設				
避難施設	〇〇県〇〇市の避難所			
所在地				
収容可能人数				
連絡先				
連絡担当者				
その他の留意事項				
6 避難手段				
輸送手段	バス・モノレール・船舶・徒歩・航空機・その他()			
輸送手段の詳細	種類(車種等)	大型バス、航空機、船舶		
	台数	大型バス:〇〇台 航空機:〇〇機 船舶:〇〇隻		
	輸送可能人数	大型バス1台あたり約50人 モノレール1編成あたり150人 航空機1機あたり約150人~200人 船舶1隻あたり約500人		
	連絡先	バス会社各社 航空会社 船舶会社 那覇海上保安本部 沖縄都市モノレール		
輸送力の配分の考え方	要避難者航空調整が必要なため、住民避難は県と連携が必須 その他の輸送は船舶会社と要調整 ピストン輸送するバス、モノレールを用いた輸送は避難地区ごとに調整			
その他の輸送手段	避難行動要支援者			
	その他 (入院患者等)			
7 避難路				
避難に使用する経路	国道58号線、国道331号線、国道330号線、県道221号線			
交通規制	実施者	那覇警察署		
	規制にあたる人数	〇〇人		

	規制場所	国道を中心とした主要幹線道路などの住民避難に関する重要経路を交通規制				
警備体制	実施者の確認					
	規制にあたる人数	〇〇人				
	規制場所	避難経路に指定された区域、道路の規制(那覇警察署)				
8 避難誘導方法						
8-1 避難(輸送)方法						
地 区		久茂地地区	牧志地区	若狭地区	前島地区	松尾地区
一時集合場所への避難	誘導の実施単位					
	移動手段	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
	集合時間					
	その他					
避難施設への避難方法	誘導の実施単位					
	輸送手段	バス、モノレール、航空機				
	避難路	国道 58 号線、国道 331 号線、国道 330 号線、県道 221 号線など				
	避難出発港・ 避難出発空港					
	避難先	〇〇市の避難施設				
	避難開始時刻					
	避難完了予定					
	その他					
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	地域防災計画に準ずる				
	避難行動要支援者への支援方法	避難行動要支援者に応じた対応を実施 ※社会福祉協議会、民生委員、介護・障がい者団体と協力して要支援者への連絡、搬送手段を確保する。				

	輸送手段	市の公用車、協定先車両			
	避難路	国道 58 号線、国道 331 号線、国道 330 号線、県道 221 号線など			
	避難先	〇〇市の避難施設			
	避難開始時間				
	避難完了予定				
	その他				
8-2 職員の配置方法					
配置場所	一時避難場所(〇カ所)、空港前(〇カ所)、港湾施設(〇カ所)				
人数	一時避難場所:〇カ所×3 名=〇〇名、那覇空港:〇〇 名 港湾施設:〇〇名				
現地調整所	連絡要員を配置				
8-3 残留者の確認方法					
確認者	市職員、消防職・団員、警察職員など				
時期	避難開始後				
場所					
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問				
措置	残留者に対し避難するよう求める。				
終了予定日時					
8-4 避難誘導時の食料の支援提供方法					
食事時期					
食事場所					
提供する食事の種類					
実施担当部署					
8-5 追加情報の伝達					
避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車等					
9 避難時の留意事項					
自宅から避難する場合の留意事項					
	基本事項 避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。 隣近所に声を掛け合い、相互に助け合って避難				

事態の特性	
	爆破がいつ発生するかわからない状況であるため、細心の注意が必要。
時期の特性	
一時集合場所での対応	
	一時集合場所に到着した場合は、自主防災組織のリーダー、自治会長等のもとに集合する。
	健常者は、一時集合場所の誘導員の指示に従って避難する。 要配慮者、自力避難困難者は、避難行動要支援者支援班の支援を受ける。
10 誘導に際しての留意事項(職員)	
(心得・安全確保・服装等) 職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。 防災活動服、腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	市ホームページや各種情報発信ツール、公式 SNS 等を活用。 伝達先として、あらかじめ指定している自治会長、自主防災組織の長に FAX 等により送付。
避難実施要領の伝達先	関係機関連絡先一覧による。
職員間の連絡手段	地域防災計画で定めたとおりとする。
12 緊急時の連絡先	
那覇市 国民保護/緊急対処事態対策本部	電話:098-861-1102 FAX:098-862-0614

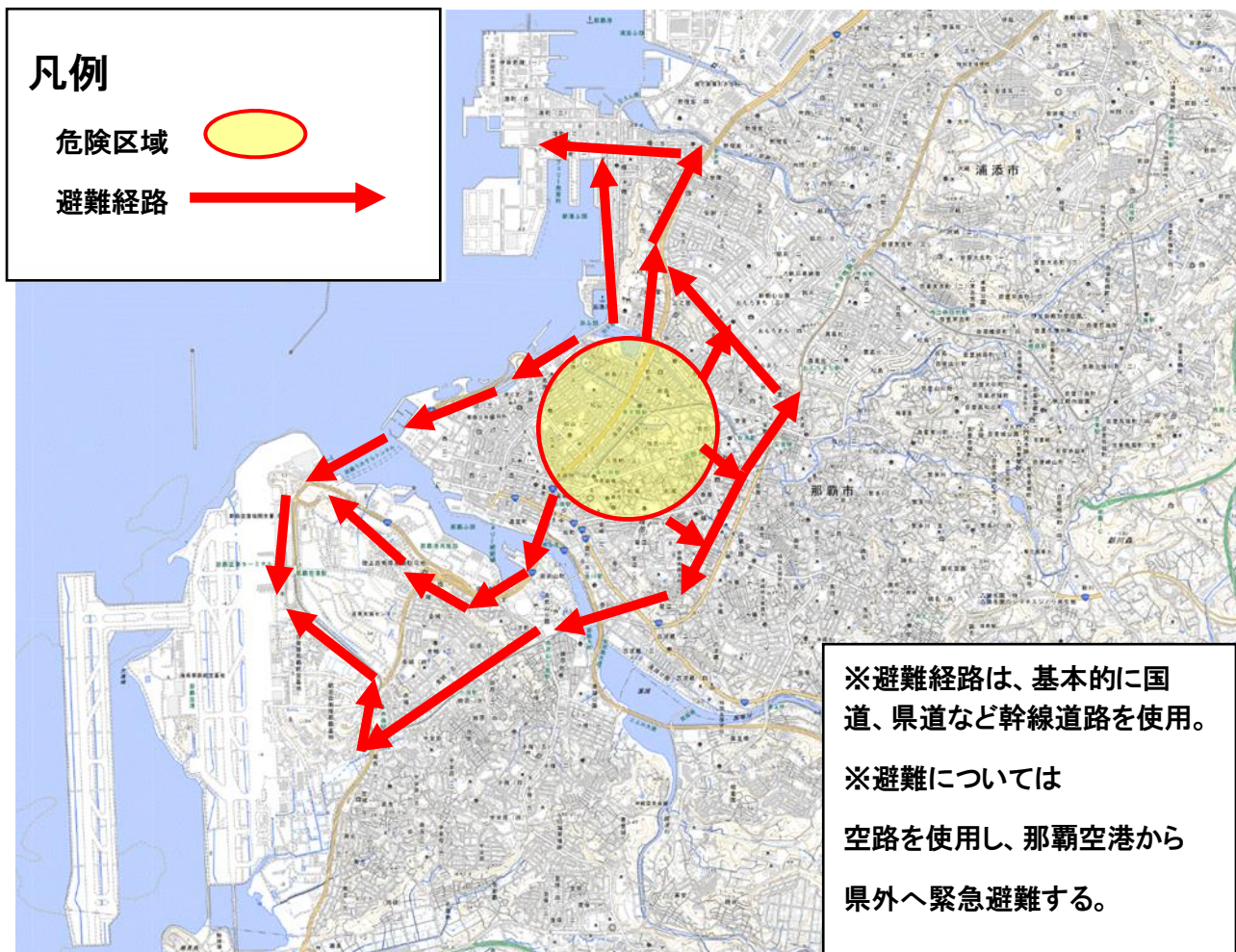


図 避難ルートイメージ

4 避難関連施設

避難関連施設を以下に示す。

那覇市避難施設一覧

※1 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)である施設及び地下施設。

	名称	町丁目名・番(番地)・号	緊急一時避難施設 ※1	地下への避難が可能な施設
1	新港ふ頭東緑地	港町1丁目3番、1丁目6番		
2	新港埠頭中央緑地	港町2丁目10番1号		
3	新港ふ頭北緑地	港町3丁目3番1号、3丁目200番1号		
4	那覇市立曙小学校	曙2丁目18番1号	○	
5	安謝緑地	曙3丁目200番地1		
6	那覇市立安謝小学校	安謝2丁目15番28号	○	
7	那覇市立銘苺小学校	銘苺2丁目3番20号	○	
8	那覇市立安岡中学校	銘苺3丁目10番26号	○	
9	沖縄県立那覇国際高等学校	天久1丁目29番1号	○	
10	天久ちゅらまち公園	天久2丁目32番1号		
11	安里緑地	おもろまち1丁目6番6号		
12	新都心公園	おもろまち3丁目2番		
13	那覇市立泊小学校	泊2丁目23番9号	○	
14	沖縄県立泊高等学校	泊3丁目19番2号	○	
15	緑ヶ丘公園	牧志1丁目		
16	希望ヶ丘公園	牧志3丁目2番		
17	那覇市立壺屋小学校	牧志3丁目14番12号	○	
18	沖縄県立那覇高等学校	松尾1丁目21番44号	○	
19	松尾公園	松尾2丁目14番		
20	那覇市立那覇小学校	前島1丁目7番1号	○	
21	泊ふ頭泊緑地	前島3丁目25		
22	那覇市立開南小学校	泉崎1丁目1番6号	○	
23	那覇市立神原小学校	桶川2丁目7番1号	○	
24	那覇市立神原中学校	桶川2丁目8番1号	○	

25	中央公園	樋川1丁目15番		
26	城岳公園	楚辺1丁目4番		
27	那覇市立城岳小学校	楚辺2丁目1番1号	○	
28	漫湖公園	古波蔵3丁目、4丁目		
29	那覇市立古蔵中学校	古波蔵4丁目8番1号	○	
30	那覇市立古蔵小学校	古波蔵1丁目33番1号	○	
31	那覇市立垣花小学校	山下町17番地1	○	
32	旭ヶ丘公園	若狭1丁目25番		
33	那覇市立若狭公民館	若狭2丁目12番1号	○	
34	那覇市立若狭小学校	若狭2丁目16番1号	○	
35	若狭公園	若狭3丁目14番		
36	夫婦瀬公園	若狭3丁目17番		
37	若狭海浜公園	若狭1丁目26番、若狭2丁目27番		
38	沖縄県立那覇商業高等学校	松山1丁目16番1号	○	
39	松山公園	松山1丁目17番		
40	那覇市立那覇中学校	松山2丁目24番1号	○	
41	那覇市立上山中学校	久米1丁目3番1号	○	
42	那覇市立天妃小学校	久米1丁目3番2号	○	
43	県民広場地下駐車場	泉崎1丁目2番2号	○	○
44	高前原公園	高良2丁目5番		
45	那覇市立小禄南公民館	高良2丁目7番1号	○	
46	那覇市立高良小学校	高良2丁目12番1号	○	
47	沖縄県立小禄高等学校	鏡原町22番地1	○	
48	那覇市立鏡原中学校	字鏡原36番地1	○	
49	森口公園	字小禄1127番地		
50	那覇市立宇栄原小学校	字小禄1066番地	○	
51	那覇市立小禄小学校	字小禄1150番地	○	
52	那覇市立小禄南小学校	字小禄4丁目14番1号	○	
53	那覇市立小禄中学校	宇栄原2丁目23番1号	○	
54	那覇市立さつき小学校	宇栄原1丁目12番1号	○	
55	赤嶺緑地	赤嶺1丁目14番1号		
56	がじゃんびら公園	金城1丁目		
57	小禄金城公園	金城3丁目		

58	沖縄県立那覇西高等学校	金城3丁目5番1号	○	
59	那覇市立金城小学校	金城4丁目3番1号	○	
60	那覇市立金城中学校	金城4丁目4番1号	○	
61	田原公園	田原1丁目		
62	那覇市立松島中学校	古島2丁目11番2号	○	
63	那覇市立松島小学校	古島2丁目30番12号	○	
64	那覇市立松川小学校	松川1丁目7番1号	○	
65	沖縄県立沖縄工業高等学校	松川3丁目20番1号	○	
66	与儀公園	寄宮1丁目1番		
67	那覇市立真和志小学校	寄宮3丁目1番1号	○	
68	那覇市立大道小学校	字大道146番地1	○	
69	那覇市立真和志中学校	字大道158番地	○	
70	那覇市立真嘉比小学校	字真嘉比209番地	○	
71	那覇市立松城中学校	繁多川3丁目15番1号	○	
72	繁多川公園	繁多川4丁目19番		
73	那覇市立繁多川公民館	繁多川4丁目1番38号	○	
74	那覇市立石田中学校	繁多川5丁目17番1号	○	
75	識名公園	字真地421番地		
76	沖縄県立真和志高等学校	字真地248番地	○	
77	那覇市立真地小学校	字真地313番地	○	
78	那覇市立仲井真中学校	字仲井真189番地	○	
79	那覇市立仲井真小学校	字仲井真173番地	○	
80	那覇市立与儀小学校	与儀1丁目1番1号	○	
81	沖縄県立看護大学	与儀1丁目24番1号	○	
82	那覇市立寄宮中学校	長田1丁目13番65号	○	
83	那覇市立上間小学校	長田2丁目11番60号	○	
84	大石公園	識名1丁目22番		
85	那覇市立識名小学校	識名2丁目2番1号	○	
86	那覇市民体育館	字識名1227番地	○	
87	末吉公園	首里末吉町1丁目		
88	那覇市立大名小学校	首里大名町1丁目49番	○	
89	那覇市立石嶺公民館	首里石嶺町2丁目70番9号	○	

90	那覇市立城北中学校	首里石嶺町1丁目112番	○	
91	那覇市立城北小学校	首里石嶺町1丁目162番	○	
92	那覇市立石嶺中学校	首里石嶺町2丁目109番	○	
93	那覇市立城東小学校	首里石嶺町2丁目74番	○	
94	那覇市立石嶺小学校	首里石嶺町4丁目360番8号	○	
95	沖縄県立首里東高等学校	首里石嶺町3丁目178番	○	
96	弁ヶ岳公園	首里鳥堀町5丁目		
97	那覇市立首里中学校	首里汀良町2丁目55番	○	
98	虎瀬公園	首里赤平町2丁目		
99	沖縄県立芸術大学	首里当蔵町1丁目4番	○	
100	那覇市立首里公民館	首里当蔵町2丁目8番2号	○	
101	首里崎山公園	首里崎山町1丁目		
102	那覇市立城南小学校	首里崎山町4丁目35番2号	○	
103	那覇市立城西小学校	首里真和志町1丁目5番	○	
104	沖縄県立首里高等学校	首里真和志町2丁目43番	○	
105	真嘉比西公園	真嘉比2丁目7		
106	真嘉比南公園	真嘉比1丁目19		
107	真嘉比中央公園	真嘉比3丁目16番1号		
108	那覇市立天久小学校	天久1丁目4番1号	○	
109	那覇市津波避難ビル	松山2丁目22番1号	○	
110	真嘉比東公園	松島1-5		
111	久茂地公園	久茂地2-16-7		
112	国場前原公園	字国場251-5		
113	前島東公園	前島1-15-5		
114	新屋敷公園	泊3-12-10		
115	奥武山公園	奥武山町52		
116	那覇市 IT 創造館	銘苅2丁目3番6号	○	
117	なは市民協働プラザ	銘苅2丁目3番1号	○	○
			75 件	2 件

第5章 避難誘導における留意点

1 各種事態に関する対応

○弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃等攻撃類型により、避難に時間的余裕があるか場合や昼間の市街地における避難であるか等により、実際の避難誘導の在り方は異なるため、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る。

避難実施要領についても、事態や状況の変化を踏まえ、逐次修正する必要がある。

○弾道ミサイル攻撃においては、迅速に堅牢な建物などの屋内や地下施設などに避難することが重要となる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個々人が対応できるよう、その取るべき行動を住民に対して事前に周知しておくことが主な内容となる。

○ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等の車両等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の市中心部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動をとった後に、警察、消防、海上保安本部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。

○市外・県外へ避難する場合については、県による航空機や船舶等の運送手段の確保と並行しながら、市民の輸送手段の確保や残留者の有無の確認等を行うこととなる。

○限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならない。その際、避難行動要支援者の避難誘導について、特に配慮し重視しなければならない。

2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

○避難住民の誘導に当たっては、国の対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容、またそれを受けた県知事による避難の指示を踏まえた対応を基本とする。

○他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃等のように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する各関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を検討することとする。

○避難実施要領の策定に当たっては、県、警察、海上保安本部、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくこととなる。

○市対策本部は、市の行政区域内における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における各関係機関の情報を共有し、その助言等に基づく確かな措置を実施できるよう、必要に応じて現地調整所を設けて、活動調整に当たることとする。

- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、市対策本部において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが必要である。また現地調整所の職員は、市対策本部と連携し常に連絡を取り合い適切な対応を行う必要がある。
- 国の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を連絡員として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させる。

3 住民に対する情報提供の在り方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているため、避難誘導の際には住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らない場合や、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して適切な情報を、タイムリーに提供する必要がある。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供することとする。
- また、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者へ避難に関する説得を行わなければならない。
- 重要な国民保護や避難に関する情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。
- 避難行動要支援者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員・児童委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのために、平素より、十分な連携を図っておくこととする。
- CBNRNE 攻撃のように、剤による汚染の状況が目に見えないような事象においては、住民に危険が迫っていることを自身で認知できないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がける。

4 高齢者、障がい者等、避難行動要支援者等への配慮

- 避難誘導にあたっては、高齢者、障がい者等、避難行動要支援者への配慮が特に重要である。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内等での移動しない避難を現実的な避難方法として選択することも必要である。
- 具体的には、避難行動要支援者について以下のような支援措置を講じていくこととする。
 - ①福祉関係部局を中心とした「避難行動要支援者支援班」の設置
 - ②消防団や自主防災組織等へ避難行動要支援者の情報が伝達されているかの確認
 - ③社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障害者団体等と連携した情報共有と支援の実施

④避難行動要支援者が策定している個別避難計画などの活用

○車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置など、運送手段の確保について検討しておくこととする。

5 避難誘導の安全管理

○避難は、避難開始前において安全でも、事態の変化の可能性があることから、状況が変化した場合においても避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。

○したがって、避難誘導の開始時において、警察等との活動調整を行い、避難路の要所において、警察官や職員を配置して安全に関する連絡調整に当たらせるとともに、案内板などを配置して、誘導の円滑化を図ることとする。また、一時避難場所から移動する場合においては、職員を住民の避難移動に関する把握調整に当たらせることとする。

○また、避難誘導の実施にあたり、誘導に対応する職員や関係者は、避難住民が興味本位で危険な地域に侵入することや、避難から離脱することがないように、注意することとする。

○避難誘導の実施にあたり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、現場における誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。

○このため、避難誘導を実施する職員については、次の点に留意して活動させることとする。

- 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること。
- 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- 避難する住民に声をかけ、住民同士が相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

6 学校等における児童生徒への対応

○学校等においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。

○学校等における避難の対応は、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者に連絡がつかない場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする(登下校中や課外活動中に、学校に所在する児童生徒等についても同様である。)

○こうした取り組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校等と連携を図るとともに、訓練の実施などにより避難に関する周知及び浸透を図る。

7 民間企業による協力体制

- 災害時の民間企業の役割として、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。強固な建物や広場や駐車場など、企業の持つ物理的スペースが、緊急一時避難としての住民避難場所になりうる。
- 例えば、人口密集の市街地において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施することや、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供(例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供)は、大きな効果を生む。
- このため、各地域において、こうした取り組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めることとする。

8 住民に対する避難行動の周知の促進

- 事案の発生時、危険を回避し被害を軽減するために実施する避難行動が大切であるが、住民一人ひとりが危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化することが重要である。
- 市は、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、訓練等を通じて、平素から周知するよう努力すること。
こうした取り組みは、緊急時に安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。